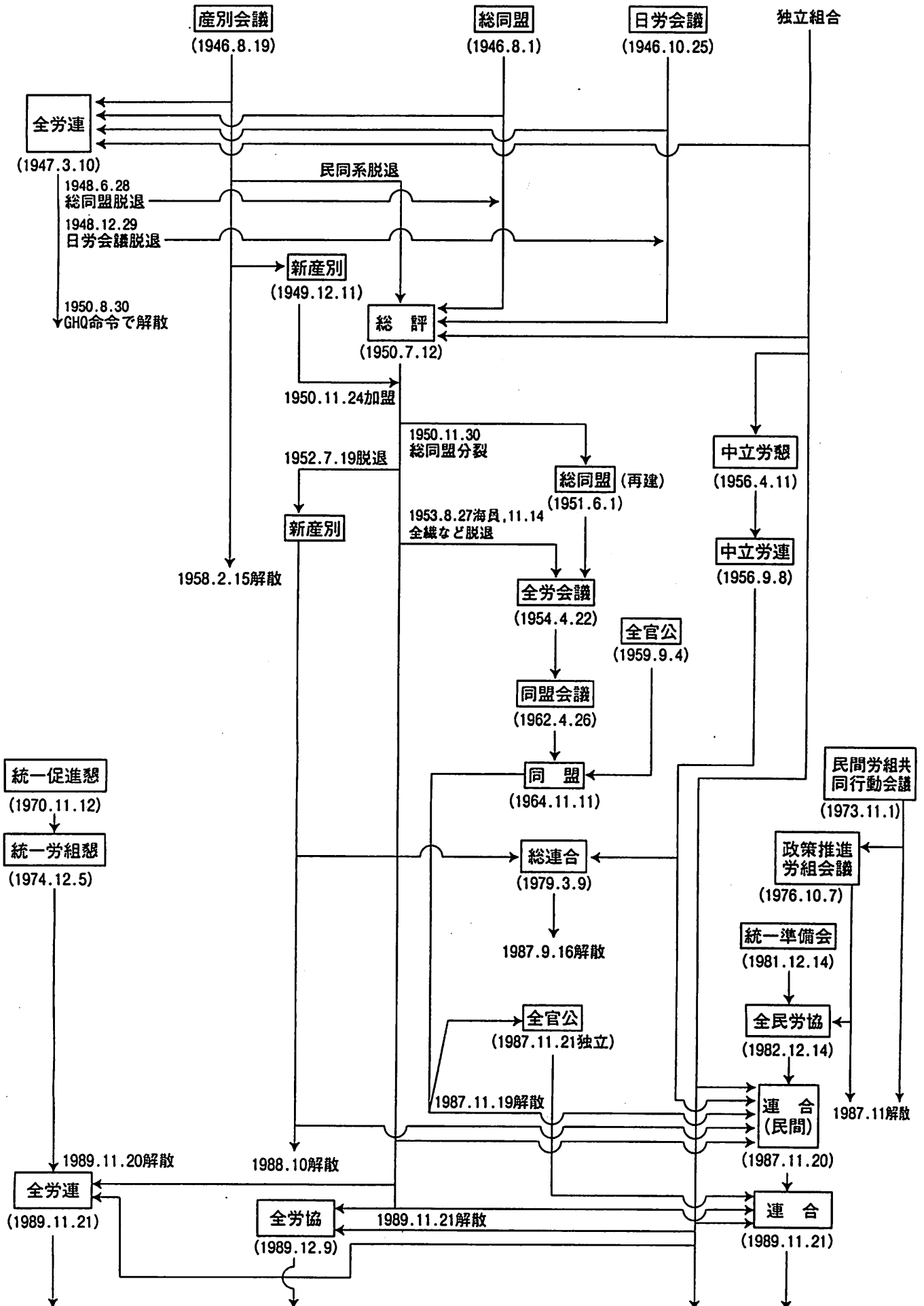
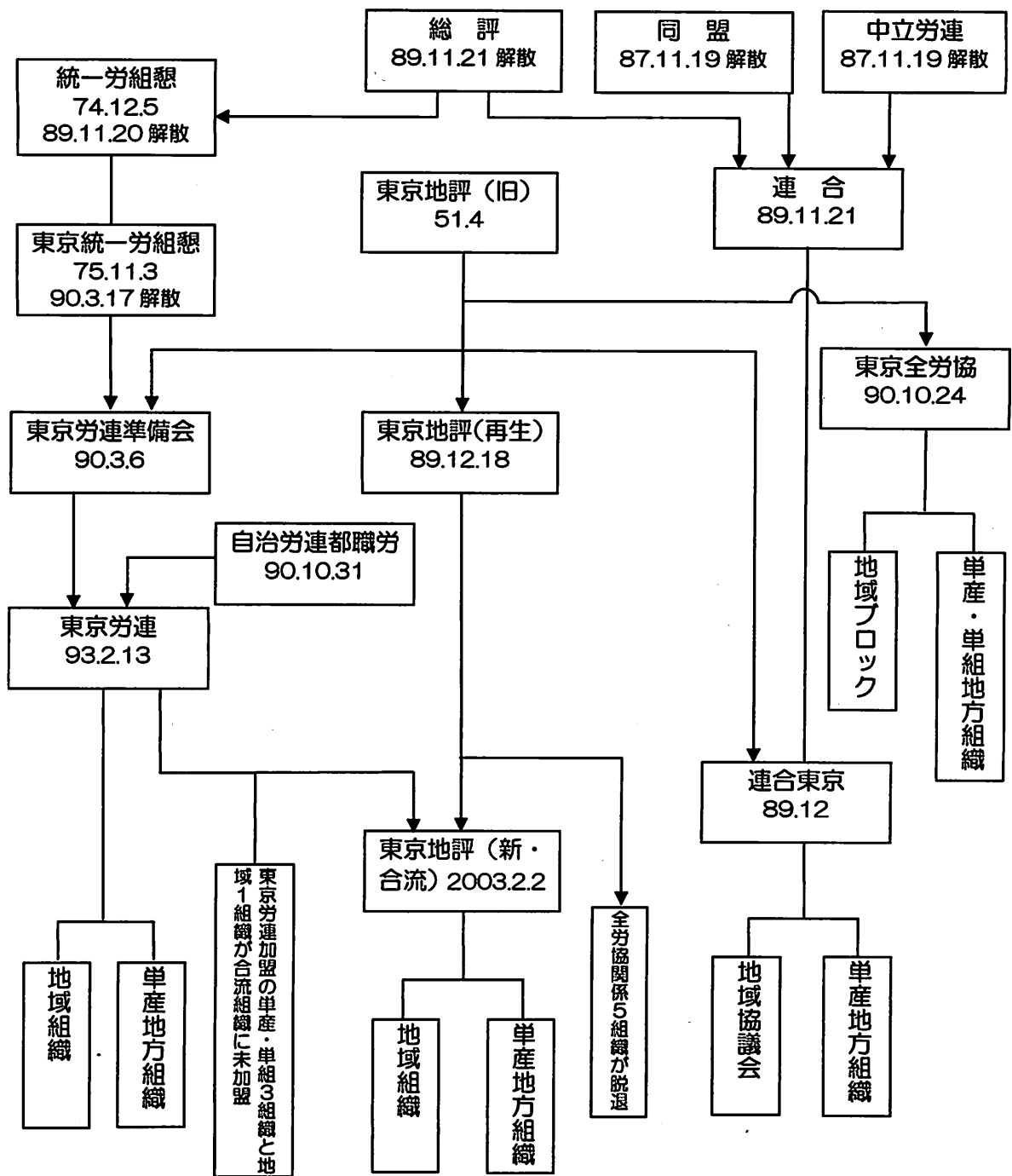


戦後労働組合中央組織の変遷



東京における労働組合運動の組織変遷図（概略）



新宿区労働組合総連合 行動綱領

1989年11月24日決定
1993年9月11日一部改

- 1、新宿区労働組合総連合（以下単に区労連という）は、たたかうナショナルセンター＝全国労働組合総連合（略称：全労連、1989年11月21日結成）・東京ローカルセンター結成の動きに呼応し、新宿区内のたたかう労働組合・労働者の期待をになって、1989年11月24日に結成されました。

区労連は、思想・信条の違いを越えて結成される労働組合の原点に立って、働く者の生活と権利を守り発展させ、要求実現をめざす新宿地域の労働組合の共闘組織です。

区労連は、まともな労働運動をすすめ、日本の社会進歩と世界の恒久平和に貢献するため、全労連・東京地方労働組合総連合（略称：東京労連、1993年2月13日結成）を構成する一員として活動します。

区労連は、労働組合運動のたたかう伝統を継承発展させ、地域・産別の枠をこえ政治革新の一翼をになって奮闘します。

- 2、区労連は、「資本からの独立」「政党からの独立」「共通の要求での行動の統一」の三原則をなによりも大切にします。

また、区労連は、「みんなで決めて、みんなでたたかう」という組合民主主義にもとづき行動します。

- 3、区労連は、つぎの基本要求の実現をめざして活動します。

- 一、大幅賃上げ、労働時間短縮、全国一律最低賃金制度確立、働く女性の地位の向上など、労働者の切実な要求実現をめざします。

- 二、すべての大型間接税に反対し、軍事費削減、教育・医療・福祉の充実、生活関連社会資本の拡充など国民的諸要求実現のために全力を傾注します。

- 三、あらゆる差別に反対し、基本的人権の保障を求め、憲法の民主的平和的諸条項の実現をめざします。

- 四、言論・出版・結社の自由を守り、民主教育の発展、民主主義的な文化の創造、健全なスポーツの発展をめざします。

- 五、経済民主主義の確立と国民本位の税制、民主・公正な行財政の確立をめざします。

- 六、安保条約廃棄、非核三原則の法制化をめざし、非核・非同盟・中立・民主の平和な日本を実現する統一戦線の樹立をめざします。

- 七、未組織労働者の組織化と、すべての労働者と労働組合を結集した労働戦線の統一をめざします。

新宿区労働組合総連合 規約

前 文

新宿区労働組合総連合は、東京地方労働組合総連合（略称：東京労連）の構成組織であり、首都および新宿区内の働く者の利益と権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう共闘組織である。

新宿区労働組合総連合は、組合民主主義を何よりも大切にし、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求に基づく行動の統一」の3つの原則にもとづいて運営される。

新宿区労働組合総連合は、組合員の政党支持の自由、政党活動の自由を守り活動する。

第1章 総 則

第1条（名称）

この組織は、新宿区労働組合総連合といい略称を新宿区労連（以下単に区労連という）とする。

第2条（事務所所在地）

区労連の事務所を東京都新宿区内に置く。

現住所：〒162-0052 東京都新宿区戸山 3-15-1 日駐ビル 6F

第3条（目的）

区労連は、新宿区内で働くすべての労働者の共通の利益のため統一・共同行動をすすめ、区内労働戦線の統一、未組織労働者の組織化を促進し、強固な団結と相互支援によって労働者、都・区民の生活・権利擁護と平和と民主主義、社会進歩のためたたかうことを目的とする。

第4条（事業）

区労連は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 加盟組合の職場の諸闘争や日常活動に対する支援・連帯
- 2 地域闘争の提起とその推進
- 3 全国的全都的全産業的闘争への結集
- 4 未加盟組合に対する援助と加盟促進、未組織労働者に対する援助と組織化
- 5 争議支援、弾圧救援活動
- 6 労働者の教育・文化・福祉・共済活動の推進
- 7 機関紙誌の発行、宣伝活動
- 8 要求実現のため政党、民主団体等との協力
- 9 対区、経営者団体との交渉
- 10 革新都・区政の実現
- 11 その他目的達成のために必要な事項

第2章 組織の構成

第5条（組織構成）

- 1 区労連は、区労連規約に賛同しこの規約の定めにより加盟を承認された新宿区内にある労働組合組織をもって構成する。
- 2 前項のほか常任幹事会が認めた労働組合組織。

- 3 区労連に加盟する組合の組合員は、何人もいかなる場合においても人種・宗教・信条・支持政党・性別・門地または身分によって組合員たる資格を奪われない。

第3章 加盟及び脱退

第6条（加盟の手続）

- 1 区労連に加盟しようとする労働組合（単組・支部・分会）は、所定の加盟届に 所要事項を記入し区労連事務局に申し込み、常任幹事会の承認を得るものとする。
- 2 オブザーバー加盟については、別に定める。

第7条（資格の取得）

加盟組合の資格は、常任幹事会によって加盟が承認・通知され当月分の会費を納入したときとする。

第8条（脱退の手続）

区労連から脱退しようとする労働組合は、区労連に対する債務を完済したうえでその理由を明記した脱退届を区労連事務局に届け出、幹事会の承認を受けなければならない。

第4章 権利と義務

第9条（権利）

加盟組合の自主性は尊重され、加盟組合は区労連のすべての問題に参与する権利及び平等の取り扱いを受ける権利を有する。

第10条（義務）

加盟組合は、この規約を守り会費・特別分担金等を納入し、区労連の機関決定にもとづく運動の前進に務めなければならない。

第5章 機 関

第11条（機関の種類）

区労連に次の機関を置く。

- 1 大 会
- 2 幹事会
- 3 常任幹事会

第12条（大会）

- 1 大会は区労連の最高決議機関であり加盟組合より選出された代議員及び役員をもって構成し毎年1回9月に議長が招集して開催する。
- 2 幹事会または常任幹事会が必要と認めたとき、及び加盟組合の3分の1以上が理由を明らかにして開催を求めたときは臨時に大会を開催する。

第13条（大会の成立要件）

大会は加盟組合より選出された代議員総数の3分の2以上及び加盟組合の過半数以上が出席することによって成立する。

第14条（代議員及び特別代議員）

- 1 代議員は会費・特別分担金等を完納した加盟組合ごとに選出する。
加盟組合ごとの代議員数は別に定める。
- 2 特別代議員は、別に定める。

第 15 条（大会付議事項）

次の事項は大会で討議・決定しなければならない。

- (1) 活動報告
- (2) 運動方針
- (3) 予算及び決算
- (4) 会費の改定
- (5) 役員の選出
- (6) 行動綱領及び規約の改正
- (7) 争議行為の決定
- (8) その他必要な事項

第 16 条（大会議長団及び議決）

- 1 大会の議長団は代議員中より選出し、議事は出席代議員の過半数の賛成により決する。
但し、前条の（6）項は代議員の直接無記名投票による代議員総数の過半数の賛成を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、出席加盟組合の過半数が反対した場合その議事は成立しない。
- 3 役員は議決権をもたない。

第 17 条（幹事会）

- 1 幹事会は加盟組合より選出された幹事と役員で構成し年 2 回以上、議長が招集して開催する。
なお常任幹事会又は加盟組合の 3 分の 1 以上が必要と認めたときは臨時に開催する。
- 2 幹事会は大会決定に反しない範囲で区労連の意志を決定し、もしくは緊急を要する事項について大会にかわって決定する。
この決定事項は大会で追認を要する。

第 18 条（幹事会の成立要件）

幹事会は幹事と役員で構成し幹事総数の過半数以上の出席で成立する。

第 19 条（幹事）

幹事は加盟組合ごとに 1 名とする。

第 20 条（幹事会付議事項）

次の事項は幹事会で討議決定しなければならない。

- (1) 追加予算
- (2) 会費の延納及び減免
- (3) 規則の改正
- (4) 役員の補選
- (5) 専従職員の任免
- (6) その他必要な事項

第 21 条（幹事会の議長及び議決）

幹事会の議長・副議長は幹事の互選で選出し議事は出席幹事の過半数の賛成により決する。

なお役員は議決権をもたない。

第 22 条（常任幹事会）

- 1 常任幹事会は大会及び幹事会の決定の執行機関であって会計監査を除く役員で構成し区労連の業務を執行する。

- 2 常任幹事会は議長が主宰し定期にあるいは必要に応じて臨時に議長が招集して開催する。
- 3 常任幹事会は構成員の2分の1以上の出席により成立しその議事は出席構成員の3分の2以上の賛成で決する。

第6章 役員

第23条（役員と任務）

- 1 区労連に次の役員を置く。

議 長	1 名
副議長	若干名
事務局長	1 名
事務局次長	若干名
常任幹事	若干名
会 計	1 名
会計監査	2 名

但し、若干名の定数は常任幹事会が決める。

- 2 議長は区労連を代表し各機関の招集及び常任幹事会を主宰する。副議長はこれを補佐し議長事故あるときこれを代行する。
- 3 事務局長は事務局を統括する。事務局次長はこれを補佐し事務局長事故あるとき代行する。
- 4 常任幹事はそれぞれ事務局の業務を分担するとともに所属のブロック協議会運営の責に任ずる。
- 5 会計は会計業務を行い、区労連財政を統括する。
- 6 会計監査は区労連会計を監査する。

第24条（役員の選出と任期）

- 1 役員選挙規則は別に定める。
- 2 役員の任期は大会から大会までの1年間とし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、その補充を幹事会で行うことができる。補充された役員の任期は前任者の残余期間とする。

第25条（役員の候補者）

- 1 役員に立候補しようとする者は所属加盟組合の推薦を受けなければならない。
- 2 常任幹事会は産別・地域ブロック等を考慮して本人の承諾を得たうえで役員候補を推薦することができる。

第26条（顧問）

大会の議を経て若干名の顧問を置くことができる。

顧問は常任幹事会の諮問に応じて意見を具申するものとする。

第7章 ブロック協議会

第27条（ブロック協議会）

区労連運動を地域のすみずみまですすめるため常任幹事会の地区編成によりブロック協議会を設けることができる。

第 28 条（ブロック協議会運営）

ブロック協議会の運営は当該地区所属の常任幹事のなかからブロック協議会議長を選任して運営する。

第 8 章 事務局及び専門部

第 29 条（事務局）

区労連の日常業務を処理するため常任幹事会のもとに事務局を置き、事務局長が統括する。

第 30 条（専門部）

常任幹事会のもとに専門部を設けることができる。専門部の責任者には常任幹事があたる。

第 31 条（特別委員会）

区労連の運営を円滑にしかつ強化するため必要に応じ常任幹事会の決定により特別委員会を設けることができる。

第 9 章 会 計

第 32 条（区労連の経費）

区労連の経費は会費・特別分担金・寄付金・事業収入等をもってまかなう。

但し、一定額以上の寄付金については常任幹事会の承認を必要とする。

第 33 条（会費の納入）

- 1 会費の額は一人月額 100 円とし、年間会費は月例会費と夏冬一時金分の 2 ケ月分を加えた 14 ケ月とする。
- 2 月例会費は毎月 5 日までに納入する。一時金分については、7 月及び 12 月分に各 1 ケ月分を加算して納入する。
- 3 加盟組合が争議その他特別事情が生じた場合、その加盟組合の申請により幹事会の決定により会費納入の延期または会費納入額の減免の処置をとることができる。

第 34 条（特別分担金）

区労連の事業のため特別の費用を必要とするときは大会または幹事会の決定により特別分担金を徴収することができる。

第 35 条（会費等の不返還）

加盟組合がその資格を失った場合でも一旦納入した会費・特別分担金等は一切返還しない。

第 36 条（会計年度）

区労連の会計年度は毎年 8 月 1 日より翌年 7 月末日までとする。

第 37 条（会計報告）

会計報告は、すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示し大会で選出された会計監査と大会の議を経て委嘱された職業的に資格がある会計監査人による証明書を付して年 1 回大会及び幹事会に報告、公表される。

第 10 章 附 則

第 38 条

この規約に疑義が生じた場合は幹事会でその解釈を決定する。

第 39 条（施行日）

この規約は 1995 年 9 月 2 日から効力を発生する

新宿区労連加盟組合名簿

西新宿ブロック

労働組合名	住 所	電話/FAX
出版労連C&S労組	〒279-0012 千葉県浦安市入船 4-8-1 入船4丁目ビル 4F	04-7352-2381
国労東京 電気工事事務所分会	〒150-0041 東京都渋谷区神南 2-1-3 国労中央支部気付	03-3400-5451
東京医大病院労組	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-7-1	03-3342-0094
新宿調理師専門学校労組	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-5-3	03-3342-0631
全国一般法会労 新宿分会	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-19-6 山手新宿ビル9F 新宿法律事務所内	03-3343-3984
全労連・全国一般 一般合同労組PUC分会	〒163-1337 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー37F	03-3343-6749
全労連・全国一般 一般合同労組ヒルトン分会	〒153-0041 東京都目黒区駒場 3-5-5 2F 船木 龍夫 方	
都庁職本庁支部	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一庁舎 19F N	03-5320-7410
自治労連都庁職 教育庁支部本庁分会	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第二庁舎 29F N	03-5320-7414
自治労連都庁職 港湾支部港湾分会	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第二庁舎 26F N	03-3346-3801
自治労連東水労本局支部	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第二庁舎・13F	03-3349-1701
自治労連東水労 西部下水支部	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二庁舎 13F・自治労連東水労本部気付	03-3349-1701 03-3349-1700
自治労連都庁職 経済支部本局協議会	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一庁舎 30F N	03-5320-7411
都庁職病院支部 大久保病院分会	〒161-8488 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 大久保病院内	03-5285-8393
建交労鉄道新宿分会	〒110-0001 東京都台東区上野公園 17-5 建交労鉄道東京地本内	03-3847-3249
工学院大学生協労働組合	〒163-8677 東京都新宿区西新宿 1-24-2	03-3346-2420
東京公務公共一般労働組合新 宿支部	〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 気付	

大久保・落合ブロック

労働組合名	住 所	電話/FAX
自交総連 グリーンキャブ労働組合	〒162-0052 東京都新宿区戸山 3-15-1 日駐ビル 6F	03-3202-2805
出版労連・明治書院労組	〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-7 高木ビル	03-5285-0502
日本光電工業労組	〒161-0031 東京都新宿区西落合 1-31-4	03-3954-0309
全印総連・ほるぷ分会	〒112-0003 東京都文京区春日 2-24-11 春日 SHIMA ビル 5F 全印総連東京地連気付	03-3818-5125
健保労組 社会保険中央総合病院支部	〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-22-1	03-3200-0251
金融労連 東京三協信用金庫労組	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-17-3 東京三協信用金庫本店	03-3356-6711
建交労東京 中西部支部新宿分会	〒169-0073 東京都新宿区百人町 4-7-2	03-3362-4300
早稲田大学生協労組	〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学生協ライフセンター	03-3200-4206
郵産労新宿北支部	〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-14 日本郵便新宿北支店 気付	
全法務労働組合 東京支部新宿分会	〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-22 東京法務局新宿出張所内	03-3363-7385
年金者組合新宿支部	〒161-0031 東京都新宿区西落合 1-3-3 綿貫洋一様方	03-3209-1049
建交労片山組分会	〒262-0046 千葉県花見川区花見川 8-14-208 田畑 真 気付	043-258-5542
自交総連 東都自動車労組中井支部	〒161-0034 東京都新宿区上落合 3-5-17	03-3364-0771
全国労働共済会職員労組	〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-11-25 新戸山ビル 5F	03-5386-5179
全労連・全国一般 一般合同労組音響測機分会	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 3-18-25 康洋ビル	03-3866-0483
通信労組東京支部 東京地域グループ会社分会	〒114-0003 東京都北区豊島 1-1-1 NTT王子別館ビル内	03-5390-2413
日本キリスト教事業所 連帯合同労働組合	〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18	03-3207-1273
建交労中西部支部民間分会	〒169-0073 東京都新宿区百人町 4-7-2 全日自労会館 2F	03-3362-4300
全国税新宿分会	〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-19-3	03-3362-7151

牛込北ブロック

労働組合名	住 所	電話/FAX
全印総連 光陽メディア労組	〒162-0811 東京都新宿区水道町 1-11 光陽第2ビル	03-3268-5019
JMIU 大興電子通信支部	〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-1 軽子坂MNビル内	03-3266-0441
全印総連・三晃印刷労組	〒162-0811 東京都新宿区水道町 4-13	03-3268-6211
東京民医連労働組合 東京健生支部江戸川橋 診療所分会	〒162-0802 東京都新宿区改代町 33	03-3269-7855
出版労連 フィルムルックス分会	〒162-0812 東京都新宿区西五軒町 6-10 秋山ビル 3F	03-3947-4794
厚生年金病院労組	〒162-0821 東京都新宿区津久戸町 5-1	03-3269-8111

牛込南ブロック

労働組合名	住 所	電話/FAX
統計関係労働組合連合会	〒162-0056 東京都新宿区若松町 19-1	03-5273-1268
日本学生支援機構労組	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7	03-3269-6096
全医労 国立国際医療センター支部	〒162-0052 東京都新宿区戸山町 1-21-1	03-3202-7181
全印総連・新日本印刷分会	〒162-0801 東京都新宿区山吹町 342 山吹町ビル	03-3269-3611
総務省恩給局職組	〒162-0056 東京都新宿区若松町 19-1	03-3202-1111
東京女子医大労組	〒162-0054 東京都新宿区河田町 8-1	03-3357-3785

四谷ブロック

労働組合名	住 所	電話/FAX
都教組新宿支部	〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-16-11 サンフタミビル 304	03-3354-0891
慶応労組 四谷支部	〒160-8582 東京都新宿区信濃町 35 慶応義塾大学医学部内	03-3358-2447
法会労 東京法律分会	〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2 伊藤ビル	03-3355-0611
全国税 四谷分会	〒162-0008 東京都新宿区三栄町 24 四谷税務署	03-3359-4451
法会労 四谷分会	〒162-0004 東京都新宿区四谷 2-4 久保ビル 9F 四谷の森法律事務所気付	03-5363-1251 03-5363-1252
自治労連東水労新宿支部	〒160-8587 東京都新宿区内藤町 87 四谷区民センター3F 東京都水道局新宿営業所内	03-3358-5050
富士国際旅行社労組	〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-11-7 第33宮廷ビル 4F	03-3357-3377

新宿区労連第 20 回定期大会 (08.9.27) 以降の活動報告

【 9 月】

- 27 (土) 新宿区労連第 20 回定期大会 (エデュカス 東京)
- 28 (日) 東京地評定期大会 (すみだリバーサイドホール)
新宿の歌声祭典 (四谷区民ホール)
- 29 (月) みんなの新宿をつくる会代表者会議 (土建 新宿支部)
- 30 (火) 東京西部 3 課題連絡会「ヤマ場を迎えた国鉄闘争に勝利する西部報告集会」(渋谷勤労福祉会館)

【10月】

- 1 (月) 国鉄闘争「1 の日宣伝行動」(新宿駅西口)
三浦さん過労死事件裁判 (地裁 606)
一般労組「しゃべり場パートⅢ」(区労連)
- 4 (土)・5 (日) 世田谷労連泊り込み学習会 (秩父「ごかばし」)
- 5 (日) 2008 全国青年大集会 (明治公園)
- 6 (月) 区労連・一般労組合同文化レク委員会 (富士国際旅行社)
- 7 (火) 区労連・一般労組合同学習教育委員会 (区労連)
- 8 (水) 全勤労争議団を勝たせる新宿の会役員会 (区労連)
- 9 (木) 新宿平民連事務局会議 (東京法律)
- 10 (金) 東京労連女性センター単産地域代表者会議 (東京労働会館)
東京西部 3 課題連絡会第 39 回幹事会 (国労中央支部)
- 11 (土) 新宿一般第 9 回執行委員会 (区労連)
映画「シッコ」新宿上映試写会 & 実行委員会発足 (若松地域センター)
- 14 (火) 東京美装川崎礼姫さんセクハラ事件裁判 (地裁 528)
- 15 (水) 国鉄闘争 10.24 集会準備会 (SK プラザ)
三浦過労自殺死事件・裁判所要請 (東京地裁 1F ロビー)
新宿平民連「新テロ特措法反対」宣伝 (四谷駅)
大久保・落合ブロック「新宿一般リーフ」

宣伝 (高田馬場駅)

- 16 (木) 緊急! 組合代表者会議 & 第 39 回幹事会 (区労連事務所)
- 17 (金) 自交総連グリーン・東都・日の丸 3 労組「適正実車率・交通事故撲滅をめざすパレード」(文京区民センター)
- 18 (土) 国労中央支部第 22 回定期大会 (JR 新宿駅ビル 1F 会議室)
- 19 (日) 東京労連第 26 回定期大会 (日本教育会館 7F 会議室)
- 21 (火) 東京春闘共闘幹事会 (東京労働会館)
- 22 (水) 1047 名解雇撤回首都圏連絡会 (SK プラザ)
- 23 (木) 全勤労訴訟控訴審・弁論 (高裁 808)
- 24 (金) 今こそ政治決断を! JR 採用差別問題の解決要求実現めざす 10.24 中央大集会 (日比谷野外音楽堂)
どの子も大切に 30 人学級を実現する新宿の集い (新宿農協会館)
- 25 (土) はたらく女性中央集会 (社会文化会館)
総合ゼミ対策会議 (区労連)
- 26 (日) 国鉄闘争団結まつり (亀戸中央公園)
- 27 (月) 非正規労働者の組織化学習交流会 (東京労働会館)
- 29 (水) ゆるすな! 貧困と格差・北部 & 西部集会実行委員会 (高田馬場ルノアール)
- 30 (木) 鉄道運輸機構訴訟・控訴審 (高裁 101)
東京春闘共闘 2009 春闘総会 (ラパスホール)
東京春闘共闘西部ブロック会議 (渋谷区労連)
- 31 (金) 区労連女性センター第 16 回定期大会 & 裁判員学習会 (区労連)
JMIU セイコー支部争議支援「みずほ銀行支店」要請行動 (江戸川橋支店)

【11月】

- 4 (火) 国鉄闘争「1 の日宣伝行動」(新宿駅西口)
区労連・一般労組学習教育委員会 (区労連)
- 5 (水) 四谷ブロックリーフ宣伝 (新宿御苑駅)・ブロック会議 (全国借地借家人組合事務所)
- 6 (木) 新宿区労連第 1 回常任幹事会 (区労連)
新宿平民連事務局会議 (東京法律)
- 8 (土) 新宿一般第 10 回執行委員会 (区労連)
賃金不払い事件・労働相談社長宅要請行動

(中野駅)

- 9 (日) 東京パートネット「安心して働きたい東京の集い」(全労連会館)
ケイビーバス分会解散大会(東京土建中野支部)
- 10 (月)「シッコ」「11.20 集会」区内オルグ(区労連事務所)
- 11 (火)「許すな! 貧困と格差 11.20 集会」西部地域オルグ(SKビル)
- 12 (水) 総合ゼミ裁判対策会議(東京法律)
- 13 (木) 全印総連三晃印刷争議支援・昼休み社前抗議行動(三晃印刷本社)
三浦さん過労自殺事件判決(地裁 528 号)
- 14 (金) 明治乳業争議支援・みずほ銀行区内全支店要請(新都心支店)
- 15 (土) 東京労連女性センター第 17 回定期大会(東京労働会館)
全動労新宿勝たせる会&一般労組文化レク「鉄道博物館見学会」
- 16 (日) 労働者の権利討論集会(ラパスホール)
- 19 (水) 新宿平民連・給油法案反対宣伝行動(スバルビル前)
- 20 (木) ゆるすな! 格差と貧困 つくろう! 人間らしいくらしと労働 11.20 北部&西部共同集会(豊島公会堂)
- 21 (金) 日本光電工業労組定期大会(社内ホール)
3.13 重税反対! 四谷税務署交渉
西新宿ブロック総会(本庁支部)
全労連・東京地評争議支援総行動(一ツ橋出版~東京美装~鉄道運輸機構~明治製菓)
- 24 (祝・月) 日本のうたごえ祭典 60 周年記念音楽会(有明コロシアム)
- 25 (火) 全動労争議団を勝たせる新宿の会役員会(区労連)
東京春闘共闘西部ブロック会議(渋谷区労連)
- 26 (水) 1047 名解雇撤回首都圏連絡会(SKビル)
- 28 (金) 3.13 重税反対! 新宿税務署交渉
労働講座打ち合わせ会議(区労連事務所)
- 29 (土) 日本学生支援機構労組定期大会(全労連会館)
- 【12月】
- 1 (月) 国鉄闘争「1 の日宣伝行動」(新宿駅西口)
- 2 (火) 映画「シッコ」新宿上映会(牛込タンス区

民ホール) 10:00/14:00/19:00

- 東京西部全労協定期大会(新宿農協会館)
- 3 (水) 総合ゼミナール裁判(地裁 431 法廷)
- 4 (木) 明治乳業本社前抗議行動(東陽町・本社前)
- 5 (金) 新宿一般第 9 回定期大会(新宿農協会館)
- 7 (日)・8 (月) 東京春闘共闘 2009 年春闘討論集会(箱根湯本ホテル)
- 9 (火) 憲法・教育・国鉄闘争・東京西部連絡会第 41 回幹事会(国労中央支部)
- 10 (水) 新宿平民連事務局会議(東京法律)
- 11 (木) 都庁職本庁支部バザー(組合事務所)
- 12 (金) 東京労働相談センター・労働情勢懇談会(東京しごとセンター)
全動労争議団を勝たせる新宿の会総会(区労連事務所)
- 15 (月) 労働講座「働くルールの確立一権利闘争の課題」(区労連事務所)
- 17 (水) 国労採用差別訴訟(地裁 103 法廷)
11.20 北部・西部共同集会総括会議(代々木庵)
希望退職問題「労働相談」
- 18 (木) みんなの新宿をつくる会事務局会議(東京土建新宿支部)
- 19 (金) 区労連・一般労組第 1 回調査研究会(区労連事務所)
- 20 (土) 新宿一般労組第一回執行委員会(区労連事務所)
新宿一般第 4 回地域宣伝(区労連集合)
- 22 (月) 映画「シッコ」上映会報告オルグ(新宿区・新宿医師会)
- 23 (祝・火) 新宿区労連第 2 回常任幹事会(区労連事務所)
- 24 (水) 鉄建公団訴訟控訴審(高裁 101 法廷)
総合ゼミ事件裁判(地裁 431 号室)
国鉄闘争勝利をめざす大忘年会(新宿区役所「けやき食堂」)
- 25 (木) 東京春闘共闘西部ブロック会議(渋谷区労連)
- 26 (金) 労働相談・解雇問題団交(野村ビル 3F)
- 【1月】
- 5 (月) 通常国会開会
不払い残業代請求・労働相談
- 6 (火) 東京地評旗開き(ベルクラシック)
- 7 (水) 東京春闘共闘・新春宣伝(新宿駅西口)

統計職組旗開き（組合事務所前）
 国労中央支部旗開き（ＪＲ新宿庁舎食堂）
 8（木）都庁職本庁支部旗開き（都庁第一庁舎 32F・西洋フード）
 9（金）グリーンキャブ労組旗開き・第一日（日駐ビル屋上）
 10（土）グリーンキャブ労組旗開き・第二日（日駐ビル屋上）
 12（祝・月）生活と健康を守る会新年会（若松地域センター）
 13（火）憲法・教育・国鉄闘争第42回幹事会（国労中央支部）
 西部春闘共闘労働講座打ち合わせ（渋谷区労連）
 14（水）春闘勝利！丸の内昼休みデモ行進（第一生命ウラ）
 金融庁前行動 10:30～厚生労働省 11:00
 東京春闘共闘西部ブロック会議（渋谷区労連）
 区労連・一般労組宣伝調査委員会（区労連）
 区労連・一般労組教育学習委員会（区労連）
 15（木）新宿平民連事務局会議（東京法律）
 16（金）みんなの新宿をつくる会代表者会議（東京土建新宿支部）
 1047 名解雇撤回首都圏連絡会（SKビル）
 17（土）東京清掃新宿支部旗開き（落合清掃事務所）
 19（月）東京春闘共闘幹事会（東京労働会館）15:00
 労働相談団体交渉（人材教育企業解雇事件）
 東京美装川崎礼姫さんを支援する会幹事会（東京労働会館）
 新宿一般労組地域対策委員会（区労連）
 20（火）渋谷区労連旗開き（渋谷勤労福祉会館）
 労働相談・就労闘争（海運会社解雇事件）
 21（水）区労連第3回常任幹事会（区労連事務所）
 東京春闘共闘単産地域代表者会議（東京労働会館）
 22（木）区労連・一般労組合同2009年「団結旗開き」（新宿農協会館）
 労働相談団体交渉（経営コンサルタント解雇事件）
 23（金）東京土建新宿支部新春の集い（建設プラザ・土建本部）
 総合ゼミ事件対策会議（東京法律）

労働相談（歌舞伎町店舗閉鎖全員解雇事件）
 労働相談・団体交渉（海運会社解雇事件）
 全動労判決1周年「雇用危機の打開と労働者の権利」（全労連会館）
 24（土）新宿一般第2回執行委員会（区労連事務所）
 25（日）新宿民主商工会新年会（厚生年金会館）
 26（月）区労連・一般労組調査プロジェクト会議（区労連事務所）
 労働相談・団体交渉（歌舞伎町店舗閉鎖全員解雇事件）
 27（火）新宿区要請「緊急雇用対策要請」（新宿区役所）
 サスコジャパン解雇事件対策会議（東京法律）
 28（水）2009年春闘勝利！決起集会（中野ゼロホール）
 西部全労協旗開き（新宿区役所食堂「けやき」）
 29（木）西部マスコミ30周年記念パーティ（測量会館）
 みんなの新宿をつくる会事務局会議（東京土建新宿支部）
 31（土）JMIU結成20周年記念レセプション（東京ガーデンパレス）
 【2月】
 2（月）国鉄闘争「1の日宣伝行動」（新宿駅西口）
 3（火）自治体キャラバン・新宿区役所交渉
 東京西部3課題連絡会第43回幹事会（国労中央支部）
 4（水）「総務省統計・恩給職組・国民春闘勝利！雇用とくらしの維持・確保、公務サービス切捨て反対！昇任・昇格差別、2.4 昼休み集会」（若松合同庁舎）
 総合ゼミ「法人格否認訴訟」（東京地裁819）
 区労連・一般労組文化レク会議（富士国際旅行社労組）
 共産党都議団「新宿駅東口街頭労働相談」
 5（木）全動労争議団鉄道運輸機構裁判控訴審（高裁808法廷）
 6（金）区労連第40回幹事会&09春闘をどう闘うか討論集会（新宿農協会館）
 7（土）「雇用破壊の今を闘い、明日を切り拓くために今、労働組合に求められているものは」

東京法律シンポ（弘済会館）

- 9（月）東京美装セクハラ裁判（地裁 619）
- 10（火）大日本印刷本社前宣伝（市ヶ谷工場門前）
東京春闘共闘西部ブロック会議（渋谷区労連）
新宿一般・区労連学習教育委員会（区労連）
1047 名解雇撤回首都圏連絡会（SKビル）
- 11（祝・水）新宿一般地域宣伝行動（区労連事務所集合・牛北地域）
光陽メディア労組 09 春闘学習会（光陽会議室）
- 12（木）新宿平民連事務局会議（東京法律事務所）
- 13（金）なくせ貧困・危機突破・春闘要求実現中央行動（日比谷野音一省庁交渉一銀座パレード）
- 14（土）新宿一般第 3 回執行委員会（区労連事務所）
シンポ「非正規きりとたたかう！なくそうワーキングプア・労働生活相談マニュアル」出版記念会（エデュカス東京）
- 16（月）1047 名問題の政治決断を求める 2.16 集会（星陵会館・永田町）
- 17（火）東京春闘共闘第 3 回幹事会（東京労働会館）
鉄道運輸機構裁判控訴審（高裁 101 法廷）
- 18（水）新宿一般「しゃべり場パート 5」
新宿一般「おかえりなさい宣伝」（区労連事務所集合・落合駅/大久保駅）
- 20（金）新宿一般文レク青年劇場「博士の愛した数式」統一観劇会（シアターサンモール）
- 21（土）みんなの新宿の会「世直し！ねりあるき地域宣伝」（戸山生協前-新宿駅東口）
新宿一般労組ホームページ「奨励賞」受賞・表彰式（東京芸術劇場）
- 22（日）JMIU 西部地区協&渋谷・新宿区労連・新宿労働生活相談（新宿駅西口）
- 23（月）全勤労争議団を勝たせる新宿の会（区労連）
- 24（火）建交労東・中・西・北部支部労働講座（門前仲町ホール）
- 25（水）新宿国家公務員労働組合 09 春闘討論集会（若松合同庁舎）
- 26（木）みんなの新宿の会事務局会議（東京土建新宿支部）
- 27（金）東京春闘西部ブロック「労働講座・今日の情勢を受けて組織された労働者と既存の労

働組合の役割」（新宿農協会館）

- 28（土）2.28 雇用・いのち・くらし街頭相談・宣伝（新宿駅東口アルタ）
- 【 3 月 】
- 2（月）国鉄闘争「1 の日宣伝行動」（新宿駅西口）
東京春闘共闘単産・地域代表者会議（東京労働会館）
東京美装セクハラ裁判（地裁 526）
国鉄闘争共闘会議第 3 回拡大幹事会（SKビル）
- 3（火）新宿一般地域対策委員会（区労連事務所）
1047 名解雇撤回首都圏連絡会（SKビル）
- 5（水）春闘要求実現総決起集会・中央行動
都庁職本庁支部 09 春闘学習会（本庁支部事務所）
新宿区労連第 4 回常任幹事会（区労連）
新宿一般「おかえりなさい宣伝」（区労連事務所集合・中井駅/落合長崎）
- 6（金）公務労組連絡会「ビクトリーマップ内部留保を吐き出せ宣伝」（新宿駅）
- 6（金）～8（日）新宿一般・出版西北部合同ファミリースキー（尾瀬岩鞍スキー場）
- 8（日）・9（月）民経労組懇談会学習会（千葉県・白子）
- 9（月）総合ゼミ裁判対策会議（東京法律事務所）
- 10（火）新宿一般・区労連学習教育委員会（区労連）
新宿平和委員会総会（若松地域センター）
- 11（水）新宿平民連会議（東京法律）
- 13（金）重税反対統一行動新宿集会（新宿公園）
総合ゼミ争議宣伝行動（区労連集合）
- 14（土）新宿一般第 4 回執行委員会（区労連事務所）
新宿一般地域宣伝行動（区労連事務所集合・北新宿地域）
- 18（水）国鉄闘争支援「国会座り込み行動」（衆議院第 2 議員会館前）
新宿社保協第 11 回総会（新宿農協会館）
東京春闘共闘第 4 回幹事会（東京労働会館）
憲法・教育・国鉄闘争東京西部 3 課題連絡会・第 45 回幹事会（国労中央支部）
- 19（金）明治乳業本社包囲大行動・デモ（東陽町・明乳本社）
- 23（月）総合ゼミ裁判（地裁 539）
労働相談・解雇事件団交（渋谷区恵比寿）

- 24 (火) 東京西部国鉄闘争現状報告集会 (新宿農協会館)
 サスコジャパン労働審判 (地域民事 11 部)
- 25 (水) 新国立劇場合唱団解雇事件・判決 (高裁 808)
- 26 (木) 新宿労働講座「激動する情勢の下でのあらたな運動の構築」 (新宿農協会館)
 東京春闘共闘西部ブロック会議 (渋谷区労連)
 明治大学卒業式「ポケット労働法配布」宣伝行動 (武道館周辺)
- 27 (金) みんなの新宿をつくる会事務局会議 (東京土建新宿支部)
 学習会「フランスの労働組合と日本の労働組合」 (代田区民センター)
 新宿平民連「ソマリア問題と自衛隊派遣宣伝行動」 (四谷駅)
- 29 (日) 臨海都民連・臨海部見学バスツアー (東京駅丸の内南口)
- 30 (月) 区労連青年対策会議 (区労連事務所)
- 【 4 月】
- 1 (水) 国鉄闘争「1 の日宣伝行動」 (新宿駅西口)
 国鉄分割民営化から 22 年、4・1 集会 (大井町・きゅりあんホール)
 4・1 東京争議団第 22 回争議総行動 (国土交通省～東京美装～明治ホールディングス)
- 2 (木) 消費税増税反対新宿各界連宣伝 (高田馬場・西友前)
- 3 (金) 大企業門前宣伝「大日本印刷」 (市ヶ谷工場)
 三晃印刷社前抗議行動 (三晃印刷本社)
 東京美装セクハラ事件・抗議! 本社ぐるっと包囲デモ (柏木公園)
- 4 (土) 新宿一般第 4 回執行委員会 (区労連事務所)
 区労連・一般労組合同「お花見交流会」 (戸山公園・箱根山付近)
- 6 (月) 総合ゼミ対策会議 (区労連事務所)
- 7 (火) 音楽事務所解雇事件団交 (渋谷区恵比寿)
- 8 (水) 区労連・一般労組合同第 4 回教育学習委員会 (区労連事務所)
- 10 (金) 東京春闘共闘単産地域代表者会議 (東京労働会館)
- 11 (土) 総合ゼミ裁判対策会議 (東京法律事務所)
 4 月度①「地域宣伝—西落合地域」 (区労連事務所集合)
- 12 (日) 教育の機会均等をつくる「奨学金」を考えるシンポジウム (中央区立京橋区民プラザ)
- 13 (月) 区労連第 5 回常任幹事会 (区労連事務所)
 4 月度①「お帰りのさい宣伝—牛込柳町駅・神楽坂駅」 (区労連事務所集合)
- 14 (火) 新宿平民連事務局会議 (東京法律)
- 15 (水) 全動労争議団を勝たせる新宿の会役員会 (区労連事務所)
 4 月度②「お帰りのさい宣伝—下落合駅・早稲田駅」 (区労連事務所集合)
 サスコジャパン解雇事件労働審判 (地裁民事 11 部)
- 16 (木) 胃森労災病院・過労自殺事件裁判 (高裁 825)
 自交総連国家賠償訴訟・判決 (東京高裁 101)
 地域労働運動学習懇談会 (東京労働会館)
- 17 (金) 憲法・教育・国鉄闘争東京西部 3 課題連絡会第 46 回幹事会 (国労中央支部)
- 18 (土) 東京春闘西部ブロック・ウエスタン行動「街頭労働相談・未組織の組織化宣伝」 (新宿駅東口アルタ前)
 奨学金の「ブラックリスト化反対宣伝」 (御茶ノ水駅)
- 19 (日) 東京土建新宿支部第 54 回定期大会 (全理連会館)
- 20 (月) 東京春闘共闘幹事会 (東京労働会館)
 国鉄闘争首都圏連絡会議 (SKビル 5F)
- 21 (火) みんなの新宿をつくる会事務局会議 (東京土建新宿支部)
- 22 (水) 諸要求実現 4.22 中央総決起集会 (日比谷野音) 厚生労働省～野音集会～銀座パレード～経団連前行動
- 23 (木) 区労連青年対策会議 (区労連事務所)
 東京春闘共闘西部ブロック会議 (渋谷区労連)
- 24 (金) 青年劇場統一観劇日「ばんさいかい」 (紀伊国屋ホール)
 C&S 労組対策会議 (工学院大学 28F・第 3 会議室)
 グリーンキャブ労組「聞き取り調査」 (区労連事務所)
- 25 (土) 国鉄闘争共闘会議総会 (SKプラザ)
- 28 (火) 新宿・第 80 回メーデー前夜祭「映画フツ—の仕事がしたい」上映会&交流会 (新宿農協会館)

鉄道運輸機構控訴審（高裁 101）

29（祝）4 月度②「地域宣伝—高田馬場 3・4/百人町 3・4」（区労連集合）

【 5 月】

1（金）第 80 回メーデー（代々木公園）

7（木）憲法・教育・国鉄闘争 3 課題連絡会・第 47 回幹事会（国労中央支部）

8（金）総合ゼミ裁判・弁論（地裁 541）

9（土）新宿一般第 5 回執行委員会（区労連事務所）
JMIU 韓国労働事情学習会（渋谷勤労福祉会館）

5 月度「地域宣伝—戸山 1/新宿 7/大久保 2」（区労連事務所）

10（日）笹山弁護士講演「労働法はぼくらの味方」（東京しごとセンター）

11（月）新宿平民連「ソマリア問題と自衛隊の海外派兵学習会」（消費生活センター）
マーヴェリックディシー団体交渉

13（水）韓国人労働者・労働相談

14（木）新宿平民連事務局会議（東京法律）
サスコジャパン対策会議（東京法律）
新宿区労連第 6 回常任幹事会（区労連）

15（金）みんなの新宿をつくる会・世直し街頭宣伝（戸山ハイツ生協）
新宿区労連・一般労組学習教育委員会（区労連）

5 月度「お帰りのさい宣伝—東西線神楽坂駅・若松河田駅」（区労連事務所集合）
C&S 労組・パワハラ裁判（地裁 613）
家具メーカー解雇事件・労働相談（区労連）

18（月）ストップ！壊憲手続法—始動まであと一年、国民投票法を許さない 5.18 集会（豊島区民センター）

19（火）1047 名解雇撤回！首都圏連絡会（SKビル）

20（水）採用差別国労訴訟（地裁 103）

21（木）平民連・ソマリア自衛隊派兵問題宣伝（四谷駅）

23（土）みんなの会代表者会議（土建新宿支部）

25（月）東京春闘共闘第 6 回幹事会（東京労働会館）
統計センター労組「聞き取り調査」（区労連）

26（火）東京春闘共闘西部ブロック会議（渋谷区労連）
国鉄闘争「国土交通省正面座り込み行動」

27（水）区労連調査「区内共闘・聞き取り調査」（区労連事務所）

28（木）全動労控訴審（高裁 808）
全労連・東京地評争議支援総行動
学支労「聞き取り調査」（区労連事務所）

29（金）「人らしく生きよう 5.29 西部労働者決起集会・デモ」（宮下公園）

30（土）総合ゼミ裁判対策会議（東京法律事務所）
杉並一般労組第 2 回定期大会（阿佐ヶ谷区民会館）

【 6 月】

1（月）国鉄闘争「1 の日宣伝行動」（新宿駅西口）
全国公害被害者総決起集会（日比谷公会堂）

2（火）英会話スクール労働者・労働相談・新宿労基署への申告

3（水）地域労組せたがや結成大会（北沢タウンホール）

4（水）新国立劇場支援共闘会議結成集会（芸能花伝舎 1-1）
東京春闘共闘単産・地域代表者会議（東京労働会館）
C&S 労組支援対策会議（東京法律）

5（金）新宿平民連「ソマリア自衛隊海外派兵問題宣伝」（四谷駅）
みんなの会事務局会議（東京土建新宿支部）

6（土）・7（日）第 28 回区労連泊り込み学習交流集会（こかばし）

8（月）総合ゼミ裁判・弁論（地裁 539）
新宿一般労組「一般組合員聞き取り調査」（区労連事務所）

9（火）三浦過労自殺事件控訴審（高裁 825）
憲法・教育・国鉄闘争東京西部 3 課題連絡会第 48 回幹事会（国労中央支部）

10（水）ビル清掃労働者・労働相談（区労連事務所）

11（木）テレアポ労働者・労働相談（区労連事務所）

13（土）新宿一般第 6 回執行委員会（区労連事務所）
新宿年金者組合定期大会（新宿スポーツセンター）

13（土）・15（月）グリーンキャブ世田谷支部学習会（伊豆・熱川）

15（月）光陽メディア労組「聞き取り調査」（区労連事務所）

16（火）新宿平民連事務局会議（東京法律）
「新国立劇場・八重権争議支援・ミニコ

ンサート」(文京シビック小ホール)
 団体職員・労働相談(区労連事務所)
 17(水)全勤労争議団を勝たせる新宿の会(区労連事務所)
 コンビニ青年労働者・労働相談(区労連)
 17(水)～19(金)第三次最賃デ－行動
 18(木)区労連第7回常任幹事会(区労連事務所)
 「おかえりなさい宣伝」(東西線・神楽坂)
 C&S労組支援対策会議・法廷対策(東京法律)
 19(金)みんなの新宿をつくる会・チェンジ!世直しデモ行進(柏木公園)
 20(土)東京女子医大労組「聞き取り調査」(区労連)
 22(月)新宿一般「協力組合員聞き取り調査」(区労連事務所)
 区労連女性センター協議会(東京法律)
 コンビニ労働者労働相談(区労連事務所)
 23(火)JR株主総会・宣伝(四谷駅)
 東京春闘共闘西部ブロック会議(渋谷区労連)
 24(水)労働相談ビル清掃労働者・最賃違反請求打ち合わせ(区労連事務所)
 英会話講師・労働相談団体交渉(区労連事務所)
 25(木)憲法・教育・国鉄闘争3課題連絡会「西部全労協議長聞き取り調査」(区労連事務所)
 26(金)みんなの会事務局会議(東京土建新宿支部)
 日本光電工業労組「聞き取り調査」(区労連事務所)
 28(日)・29(月)全労連・第5回地域ユニオン交流集会(愛知県・豊橋)
 30(火)怒りの最賃ハンガーストライキ行動(厚労省前)
 新宿区財団労働者・労働相談団体交渉(財団事務所)
 最賃大幅引き上げを求める厚労省前行動

【7月】

1(水)国鉄闘争「1の日宣伝行動」(新宿駅西口)
 牛込南ブロック・リーフ宣伝&ブロック会議
 2(木)コンビニ労働者解雇事件・団交
 3(金)東京都議会議員選挙告示日
 1047名解雇撤回首都圏連絡会(SKビル5F)

C&S労組パワハラ裁判(地裁613)
 4(土)総合ゼミ裁判対策会議(東京法律事務所)
 6(月)総合ゼミ裁判「法人格否認の法理」(地裁539)
 8(水)都庁職本庁支部・区労連物販バザー(組合事務所)
 9(木)新国立劇場支援共闘会議(出版労連)
 JRの安全とコンプライアンスを問う集会(東京しごとセンター)
 鉄道運輸機構控訴審(101)
 10(金)C&S労組・社屋移転問題団体交渉(モノリスビル)
 11(土)学者・研究者区労連・一般労組「調査まとめ会議」(区労連事務所)
 12(日)東京都議会議員選挙投票日
 13(月)東京美装セクハラ事件裁判(地裁619)
 三浦さん過労自殺事件裁判署名提出(高裁民事10部)
 16(木)新宿平民連事務局会議(東京法律)
 西新宿ブロック会議
 17(金)東京春闘共闘幹事会(東京労働会館)
 公務員賃金問題・人事院前集会(人事院)
 非常勤保育士・労働相談
 18(土)新宿一般第7回執行委員会(区労連事務所)
 7月度「地域宣伝・戸山町1丁目」(区労連事務所集合)
 22(水)憲法・教育・国鉄闘争3課題連絡会・第49回幹事会(国労中央支部)
 東京春闘共闘西部ブロック会議(渋谷区労連)
 C&S労組裁判対策会議(東京法律事務所)
 23(木)第四次最賃デ－行動・中央総決起集会(日比谷野音)
 新宿平和行進(新宿区役所～上野東照宮)
 C&S労組社屋移転問題団体交渉(モノリスビル23F)
 24(金)区労連・一般労組・団結ピアパーティ(都庁第1・32F 西洋フード)
 新国立劇場・八重樫さん解雇問題宣伝(新国立劇場前)
 新宿区財団パート労働者解雇問題・団体交渉(財団事務所)
 C&S労組・不当労働行為救済申し立て申請(都労委)

26 (日) 新宿民主商工会第 56 回定期総会 (戸山サ
ンライズ)

27 (月) 総合ゼミナール「法人格否認の法理裁判」
(地裁 539)

28 (火) 国鉄闘争問題懇談会

29 (水) 区労連第 8 回常任幹事会 (区労連事務所)
「お帰りのなさい宣伝」(中井駅)
統計職員組合連合定期大会 (総務省第 2 庁
舎 9F 会議室)

31 (金) C & S 労組争議支援・宣伝行動 (モノリス
ビル前)

31 (金)・1 日 (土) 全労連臨時大会 (浅草ビューホ
テル)

【 8 月】

1 (土) 民族歌舞団・荒馬座「明日も元気に」(東京
都児童会館ホール)

3 (月) 国鉄闘争「1 の日宣伝行動」(新宿駅西口)
コンピュータ労働者・解雇事件・労働相談
(区労連事務所)
共産党新宿区議団・予算懇談会 (新宿区役
所)

4 (火) C & S 労組争議対策会議 (出版労連)

5 (水) 区労連・一般労組「学習教育活動聞き取り
調査」(区労連)

7 (金) C & S 労組争議支援・宣伝行動 (モノリス
ビル前)

7 (金)～9 (日) 原水爆禁止世界大会 (長崎)

8 (土) 新宿一般労組第 9 回執行委員会 (区労連)
8 月度「地域宣伝一高田馬場地域」(区労
連)

10 (月) C & S 労組団体交渉 (モノリスビル 23F)

12 (水) 西新宿ブロック会議

17 (月) 新宿区内・印刷関係労組「聞き取り調査」
(区労連)
新宿一般・区労連学習教育委員会 (区労連)

18 (火) 衆議院選挙公示日

20 (木) 労働相談・解雇事件団交

21 (金) あかつき印刷労組結成 60 周年記念の集い
(全理連会館 9F ホール)

22 (土) 総合ゼミ裁判対策会議 (東京法律)

26 (水) C & S 労組「聞き取り調査」(区労連)

27 (木) 新国立劇場争議対策会議 (出版労連)

28 (金) C & S 労組争議支援・宣伝行動 (モノリス
ビル前)

30 (日) 衆議院選挙・投票日

【 9 月】

1 (火) 国鉄闘争「1 の日宣伝行動」(新宿駅西口)
C & S 労組パワハラ裁判 (地裁 527)
国鉄闘争・首都圏連絡会拡大連絡会 (SK
ビル 5F)
公契約シンポジウム (ラパスホール)

2 (水) 新宿平民連事務局会議 (東京法律)
東京春闘共闘西部ブロック会議 (渋谷区労
連)
四谷ブロック・リーフ宣伝 & ブロック会議
C & S 労組争議対策会議 (出版労連)

3 (木) 東京西部 3 課題連絡会・第 50 回幹事会 (国
労中央支部)
区労連女性センター協議会 (東京法律)

4 (金) C & S 労組争議支援・宣伝行動 (モノリス
ビル前)
総合ゼミ争議支援一ゼミネット包囲宣伝
(新宿農協会館前集合)
区労連・一般労組調査プロジェクト会議 (区
労連)

5 (土) 区労連第 9 回一日常任幹事会 (区労連事務
所)

6 (日)～7 (月) 東京春闘共闘第 8 回幹事会

9 (水) 東京学習協との懇談会 (区労連)

10 (木) 労働相談・解雇事件団交

11 (金) 東京地評争議支援総行動 (東京美装～新国
立劇場～国土交通省～明治ホールティン
グス)
C & S 労組争議支援・宣伝行動 (モノリス
ビル前)

12 (土) 新宿一般第 10 回執行委員会 (区労連)
新宿区労連 4 役会議 (区労連)

14 (月) 区労連第 10 回常任幹事会 (区労連事務所)
C & S 労組都労委調査 (都庁第一庁舎 34
F)
おかえりのなさい宣伝 (区労連事務所)

15 (火) 労働相談・賃金未払い請求事件企業申し入
れ (区労連)
梅香女子大学・ドキュメンタリー映画撮影
(区労連)

16 (水) 光陽メディア労組定期大会 (測量記念会館)
国鉄共闘拡大幹事会 (飯田橋 SK ビル)
憲法改悪反対共同センター「総選挙の結果

と憲法をめぐる動向」5周年記念集会（全
労連会館 2F ホール）

- 17（木）三浦過労自殺事件控訴審判決（高裁 825）
- 18（金）区労連会計・会計監査
- 19（土）総合ゼミ法廷対策会議（東京法律事務所）
総合ゼミ・ゼミネットTV包囲宣伝行動
- 24（木）全動労事件控訴審（高裁 808）
新国立劇場支援共闘会議（出版労連）
- 25（金）総合ゼミ裁判・証人尋問（地裁 514 法廷）
C&S 労組争議支援・宣伝行動（モノリス
ビル前）
- 26（土）新宿区労連第 21 回定期大会（新宿農協会
館 7F・大会議室）
- 27（日）東京地評第 9 回定期大会（墨田リバーサイ
ドホール）
つまずいても「生きていける国」へ（あい
おい損保新宿ホール）
- 28（月）C&S 労組争議対策会議・申し入れ行動（モ
ノリス 19F）
- 29（火）グリーンキャブ労組定期大会（四谷区民ホ
ール）
C&S 労組団体交渉（モノリスビル 23F）
- 30（水）慶応労組四谷支部定期大会（予防講堂）
1047 名解雇撤回・首都圏連絡会（SKビ
ル）

【10月】

- 1（木）国鉄闘争「1 の日宣伝行動」（新宿駅西口）
C&S 争議社前抗議行動（モノリスビル前）
C&S 労組争議支援・宣伝行動（モノリス
ビル前）
- 2（金）東京春闘共闘西部ブロック会議（渋谷区労
連）
- 5（月）新宿平民連事務局会議（東京法律）
- 6（火）新宿区労連・一般労組合同「秋の労働講座」
（新宿農協会館）
C&S 労組争議対策会議（出版労連）
- 13（火）C&S 労組パワハラ訴訟（地裁 527）
- 15（木）区労連女性センター協議会（東京法律）
- 16（金）新宿平民連 2009 年総会&情勢学習会（新
宿農協会館 7F 大会議室）
- 18（日）東京労連定期大会（全労連 2F 会議室）
- 25（日）国鉄労働者 1047 名解雇撤回！戦争と貧困
のない社会を 10.25 団結まつり（木場公園）
- 28（水）「新しい政治状況の下での国鉄闘争の展望を

語る西部集会」（新宿農協会館）

- 29（木）区労連女性センター定期大会（工学院大学）
- 30（金）杉並区労連定期大会
【11月】
 - 2（月）国鉄闘争「1 の日宣伝行動」（新宿駅西口）
 - 8（日）11.8 国民大集会（代々木公園）
- 12（木）新宿区労連・新宿一般労組合同「秋の労働
講座」
- 20（金）全労連結成 20 周年記念シンポ・レセプシ
ョン（椿山荘）
- 28（土）日本学生支援機構労組大会（東医健保会館）
学支労「労働講座」（東医健保会館）
【12月】
 - 1（火）国鉄闘争「1 の日宣伝行動」（新宿駅西口）
 - 7（月）新宿区労連・新宿一般労組合同「秋の労働
講座」
- 12（土）東京地評「労働者権利討論集会」（ラパスホ
ール）
- 14（月）区労連・一般労組調査プロジェクト会議（区
労連）

新宿区労連 NEWS

新宿区労連ニュース第104号
2008年6月12日(木)
発行：新宿区労働組合総連合
〒162-0052 新宿区戸山3-15-1日駐ビル6F
TEL&FAX 03-5272-8460
メールアドレス：union_sinjuku@yahoo.co.jp

すべての労働者を視野に「貧困と格差」なくす闘いを！



渋谷駅前を行進するデモ隊 2008年5月30日

新宿区労連が区に要請書提出

- 残業規制の条例を！
- 最低賃金を1,300円以上に！
- 正規と非正規の均等待遇を

新宿から「貧困と格差」なくせ

4月22日、新宿区労連と新宿一般労組が連名で新宿区に対して「貧困と格差是正にむけた要請書」を提出しました。新宿区は総務課長と総務係長、総務課主任が対応しました。

この要請書は、「残業規制条例」「最低賃金条例」「均等待遇条例」など、新宿区独自にセーフティネットをつくることをはじめ、非正規労働者の実態調査や労働者権利手帳」の発行、ILO94号条約(公契

「若者の正規雇用を増やせ！」の声に
「そうだ！そのとおり」と沿道の反響

―5・30西部連絡会が渋谷デモ―

「憲法改悪を許さない！国鉄闘争勝利をめざす西部連絡会5・30集会・タデモ」が5月30日に宮下公園で行われ150名が参加しました。

この集会・デモは、東京西部地域内の連合、全労連、全労協など幅広い労働組合・労働団体による一致する要求課題に基づく共同行動として毎年行われています。

集会は、大谷一敏国労中央支部支部長の司会で行われ、金澤壽西

部全労協議長が連絡会を代表して「21年の長期争議となっている国鉄闘争を早期に勝利解決させ、改憲の動きに歯止めをかけるために西部から全都全国に運動を拡げていきましょう」とあいさつしました。国鉄闘争や教育現場の反動化、パワハラ、セクハラなどと闘う争議の決意表明の後、高見沢正次西部連絡会共同代表が閉会挨拶と団結ガンパローを行いました。

若者の街に歓迎されるデモ

デモは、宮下公園から渋谷の繁華街をとり渋谷駅前で解散するといったいへん目立つコースです。金曜日の夜、若者でむせ返るような活気のある通りを憲法を導く「国鉄闘争に勝利しよう」などの課題とともに若者の正規雇用を増やせ、「ワーキングプアをなくせ！」「ネットカフェ難民をなくせ！」「時給1000円以上を！」といったシュプレコールをあげながら行進すると沿道の若い男女が「そうだーそのとおり」と同調して声をあげてくれるなど、既存の労働組合が大いに注目される取組になりました。

第20回区労連定期大会

- 9月27日(土)10時
- エデユカス東京7F

約における労働条件に関する条約)に基く「公契約条例」の制定、区施設での労働相談窓口の開設などを求めたものです。組合側から労働団体と区とのコンセンサスをはかりながら、一歩でも前進させて行きたい」と要請すると、現段階における区としての到達点での回答を文書で示すことを約束しました。

新宿区が要請書に回答

その後、5月28日付で新宿区から回答が示されました。中山区長は条例制定について、いずれも否定しましたが、「労働者が働きやすい環境づくりに努めます」として、「労働意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、若年就業者、高齢者などにたいする就労の機会を増やし支援していくことが重要であり、区の委託先についても「労働環境の実態を把握したうえで、適正な賃金確保などについて、順次、協定やプロポーザル(提案)の項目を入れていく」と回答しました。

今後、この回答を具体化させ、さらに前進させていく必要があります。

新宿区区长 中山 弘子 殿

要 請 書

新宿区労働組合総連合
全労連・新宿一般労働組合

日頃から、住民の暮らしと福祉の向上にむけてご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、区内で働く労働者の雇用と権利、労働条件の改善をめざして活動している労働団体です。

本日は、いまテレビ・マスコミ等で取上げられ社会問題となってきた「格差と貧困」の問題について、それを是正していく施策を新宿区として講じていただきたいと願い、要請するものです。

日本経済は、いざなぎ景気を上回る好景気と言われ、大企業においてはバブル期を大きく上回る空前の利益を得ています。その一方、中小企業や地域経済をめぐる状況は依然として厳しく、そこに働く労働者の雇用や生活にも改善の兆しが見えていません。「構造改革」の名による財界・大企業の利益至上主義の政治は、富める者と貧しい者の格差をいっそう拡大させてきています。

先般も「ワーキングプア」特集がNHKで報道されていましたが、現在1800万人にも及ぶ非正規労働者がいて、そのうち100万円未満の労働者が44%、200万円未満の労働者が78.2%、300万円未満の労働者となると90.6%にもなる政府統計が出されています。とりわけ、青年労働者の圧倒的多くが150万円未満で生活しており、社会保険料が支払えない労働者が増え、社会保険制度の維持が今後困難になる状況にまで事態は深刻化してきています。

こうした中で、労働条件の改善、とりわけ非正規労働者の処遇を改善する施策が、企業においても政治においてもなされなければならないと考えます。特に、自治体においては、国政や都政に対する意見とあわせて、自治体独自の施策を用いて「格差の是正」をはかっていただきたいと思います。私たちは、例え一つの自治体の施策でも、それが住民や勤労者の多数の支持をえるならば、多くの自治体施策へと波及し、国政を動かす力ともなっていくと考えます。そうした点を踏まえて、下記の要請を致します。

記

- 1、新宿区として、最低賃金条例（新宿版リビングウェイジ）を制定し、時間額1,000円以上にしたい。
- 2、区内で働くパート・臨時労働者の実態把握を行っていただきたい。
- 3、正規雇用と非正規雇用労働者との格差を圧縮していくための、「均等待遇」条例を制定していただきたい。
- 4、公契約における適正単価（公正な賃金を保障した）が盛り込まれたILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）に基づく「公契約条例」を制定していただきたい。また、区が発注する請負入札にあたっては、仕事の質及び雇用の安定をはかるうえから、雇用の継承を義務づける措置を講じていただきたい。
- 5、区役所・地域センターに労働相談窓口（外国人労働者も含む）を設置していただきたい。
- 6、労働時間の短縮、時間外割増し率の引上げ、年次有給休暇の計画取得ができるよう国への働きかけを強めていただきたい。



19 新総総総第 604 号
平成 19 年 6 月 11 日

新宿区労働組合総連合
全労連・新宿一般労働組合 御中

新宿区長 中山 弘子



要請書について（回答）

日ごろ、区政にご協力いただきありがとうございます。

平成 19 年 5 月 22 日付けで收受しました要請書について、下記のとおりお答えします。

1 最低賃金条例について

東京都の最低賃金の額は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力を考慮し、一般的には東京地方最低賃金審議会の意見を聴いて東京労働局長が決定しています。区としては、地域や産業の状況に即した最低賃金の額を労使の代表である委員を含めた審議会において調査し決定する現行法の枠組みは適切であると考えており、最低賃金の引き上げに際しては現行法の中で行われるべきものと考えています。

2 パート・臨時労働者の実態把握

求人・求職に関する雇用状況については、東京労働局が月次統計を行っています。区では今年度、若年非就業者の実態把握に向け状況調査を行い、いわゆるニートと呼ばれる若者の就労支援を推進する予定です。

3 均等待遇条例

労働者の待遇等労働条件に関する事項は、すべての地域や産業に関わる問題で広域、広範な対応が必要であり、区が独自で条例を制定する考えはありません。

4 公契約条例

前述のとおり、労働者の賃金等労働条件に関する事項は、国や都で対応しているところであり、区では、賃金や労働条件に対して指導することや公契約条例を制定する考えはありません。

なお、工事及び施設管理業務委託の一部において、「最低制限価格制度」や「低入札価格調査制度」を実施しています。

5 労働相談窓口の設置

区では、労働に関する全般的な相談窓口を設置する考えはありませんが、若年非就業者や障害者、高齢者など就労に向けて支援が必要な方々を対象に就労支援の相談窓口を開設したいと考えており、そこで労働相談の窓口などの案内情報を含めて発信してまいります。

6 労働時間短縮などの国への働きかけ

労働時間の短縮などについては、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策にとって重要なことですが、法制度については政府の有識者や労使の代表者などによって構成される会議でこうした観点を含めて検討がなされているものと認識しています。

区としては、国の検討を見守りつつも、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、区としてできることを積極的に取り組んでまいります。また、国に要望する必要があるものがあれば、機会を捉えて要望していきたいと考えています。

ご存知のとおり、労働行政は国や都が広域的な対応が必要な一般就労を担い、障害者など福祉的な就労を地域の特性に応じて基礎自治体が担っています。したがって、労働者の労働条件、格差是正に関しては、区として担う立場にはありません。

しかしながら、一般就労と福祉的就労のはざまに課題があることは認識しております。例えば、増大している若年非就業者、団塊世代の大量退職等による高齢者、介護や子育てを行うなど働きたくても生活圏は離れられない者などといった方々に就労を支援していくことが必要です。

このことから、区では、これまでの福祉的就労の支援で蓄積したノウハウを生かしながら、多様な働き方の創出など地域の総合的な就労支援を行います。この支援の柱となる、障害者自立支援法に基づく就労移行事業については、仮称「新宿仕事センター」を設置し、支援団体や民間事業者などの協力を得て推進してまいります。

このように仮称「新宿仕事センター」を中核として、新たに地域に密着した就労支援の仕組みを構築することで、基礎自治体として担うべき労働行政の一端に踏み出してまいりますので、新宿区政へのご理解とご協力をお願いいたします。

(問合わせ担当課) 総務部総務課

電話：03-5273-3505

2008年4月22日

新宿区区长 中山 弘子 殿

新宿区労働組合総連合
全労連・新宿一般労働組合

貧困と格差是正にむけての要請書

日頃から、住民のくらしと福祉の向上にむけてご尽力されていることに敬意を表します。

私たち新宿区労働組合総連合と新宿一般労働組合は、区内において正社員・正規職員並びにパート、アルバイト、日雇い派遣、派遣・請負労働者など非正規雇用と言われる労働者の処遇改善にむけて活動している労働団体です。

既にご承知の通り、日本の労働者人口は5,400万人といわれ、その内非正規雇用労働者の占める割合が3分の1を超え、1,800万人に達しています。非正規雇用労働者の実態は、区内にも数多くあるネットカフェに寝泊りしながら働いていたり、日雇い派遣と言って毎日違った現場で働かされていたり、劣悪な労働条件・労働環境の下で働いています。

新宿区内には、3万4,392もの事業所が存在し、労働者数は54万4,900人が働いています。ところが区内にある労働組合の数は467団体程度で、その内、連合所属の組織数は199組合、組織人員は6万4,899人、全労連の組織数は94組合、組織人員は1万7,080人となっていて、私たち労働組合の力だけでは、今日の日本社会で問題となっている貧困と格差を是正させていくことは極めて困難な状況となっています。

そこで、近年アメリカの各自治体で実施されているリビングウェッジ（生活賃金）条例とって、自治体独自の最低賃金規制を決める条例が貧困と格差を是正していく一つの方策として注目されています。既にアメリカでは100を超す自治体がこうした独自の条例を制定することで、貧困を是正していくだけでなく、企業の活性化や収益増など地域経済にプラスに働いているとの報告がされています。

このような先進的な外国の経験にも学び、新宿区内においても、下記に記載している項目を条例化することによって、私たち労働組合の手や目が届かない、最も底辺ではたらく非正規雇用労働者の処遇改善・救済に役立っていくのではないかと考えております。

地方自治体においてよく言われることは、労働行政上の指導監督権限がないということで、労働者施策が具体的におこなえないと、この間ほとんどおこなわれてきませんでした。しかし、監督権限がなくとも、貧困と格差是正のための条例制定はできるのではないのでしょうか。条例は区内においての一つの規範となり、全体がそれにならっていくという秩序・ルールづくりになっていくと思います。何卒、そうした点を踏まえて、下記内容についてご検討を是非ともお願いしたいと思います。

記

1. 残業規制の条例制定について

現在の日本における正社員・正規職員の労働時間は先進諸国の中でも異例の長時間労働（2024時間）となっていて1980年代の水準に逆戻りしており、こうした中で今もって過労死や過労死自殺問題が、区内の職場の中でも起きています。この問題は、労働基準法の第36条（時間外及び休日労働）に問題があることは言うまでもありませんが、ここでは違った角度からの要請をしたいと思います。つまり、

日本の長時間労働を所定内労働時間である8時間に押し止めれば、相当数の雇用が生まれることになり、正社員・正規職員のメンタルヘルス等の健康改善だけでなく、非正規雇用の正社員化や失業者に雇用の道を開くことにもつながるのです。こうした条例案を地方自治体の先進的な例として策定し、教訓化し他の自治体に対して拡げていくことが、日本の異常なまでの長時間労働の是正に寄与していくものと思います。同時に、貧困と格差を是正し、労働者が人間らしく働ける環境をつくっていくことになると思います。具体的には、ヨーロッパの残業規制の例にあるように、一日当たりの規制、月当たり、年間の規制を、コンセンサスをはかりながら決めていくことになります。

2、最低賃金条例（時給1,300円以上）について

現在、日本の最低賃金の全国平均は687円で、東京都は739円です。この最低賃金を基に1ヵ月の賃金に換算してみると（1日8H×22日労働日×739円）13万円で、公租公課を差し引くと10万円以下となり、そこから家賃や食費などをさらに引くと、ほとんど手元には残りません。このような最低賃金の事態では正規雇用労働者との賃金格差はますます開くばかりです。非正規雇用労働者の賃金は、最低賃金に連動しており、正規雇用との賃金格差を縮めていくためには最低賃金の大幅な引き上げがたいへん重要な要素になっています。区としても、この現行の最低賃金を上回る1,300円以上の最賃条例案を策定し、非正規雇用の処遇改善に努めていただきたいと思います。

3、均等待遇条例について

日本は先進国と言われながら、ヨーロッパなどの国々と比較するとその労働条件・労働者の権利においても大きな差異があります。ヨーロッパ諸国では、ILO100号条約「同一労働同一賃金」やILOパート労働条約などによって、正規と非正規との賃金や諸権利で格差はほとんど生じていません。しかも、正規から非正規、非正規から正規への異動が自由に行われ、非正規雇用の処遇改善にもつながってきています。年配の正規労働者が収入よりも労働時間を短縮して働くことを希望すれば非正規、あるいはパート労働者へ自由に転換をはかることができ、その正規労働者が労働時間を短縮した分、新たな雇用が生まれることになり、非正規の正規雇用化や失業者の就労につなげていくことにもなるのです。したがって、区内においても、正規と非正規との処遇を同等に扱うという条例案を策定し、誰もが平等に生きることのできる社会になるよう努めていただきたいと思います。

4、その他の新宿区への要望として

- 1) 区内で働くパート・日雇い派遣労働者など非正規雇用の実態把握を行っていただきたい。そして、区として「労働者の権利手帳」を発行し、労使双方に対して行き渡らせて社会的ルールを確立させていく措置をとっていただきたい。また現行派遣法の見直しを国に働きかけていただきたい。
- 2) 公契約における適正単価（公正な賃金を保障した）が盛り込まれたILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）に基づく「公契約条例」を制定していただきたい。また、区が発注する請負入札にあたっては、仕事の質及び雇用の安定をはかるうえから、雇用の継承を義務づける措置を講じていただきたい。
- 3) 区役所・地域センターに労働相談窓口（外国人労働者も含む）を設置していただきたい。また、区内の労働団体の連絡先の入ったチラシやポスター、資料などを置かせていただきたい。
- 4) 労働時間の短縮、時間外割増し率の引上げ、年次有給休暇の計画取得ができるよう国への働きかけを強めていただきたい。とくに国際基準となっているILO条約の第8条では「休暇は、少なく

とも中断されない2労働週（14日間）からなるものとする。」となっており、日本政府の対応が遅れていることから、地方自治体からの働きかけを強めていただきたい。

2009年1月27日

新宿区区长 中山 弘子 殿

新宿区労働組合総連合
全労連・新宿一般労働組合

緊急！雇用対策についての要請書

日頃から、住民の暮らしと福祉の向上、区内勤労者のための施策について、ご尽力されていることに敬意を表します。

すでにご承知の通り、急速な景気の悪化にともなう雇用破壊によって大量の労働者が景気の調整弁として解雇されています。昨年末には、日比谷公園に「年越し派遣村」が設置され、多くのマスコミがその問題を取り上げ、1月5日に開かれた国会ではその問題が優先議題となり、1月7日の参議院本会議で「雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議」が全会派が一致して採択されました。

新宿区労連は、雇用形態が多様化するなかで2000年にだれでも一人でも入れる個人加盟組合・新宿一般労働組合を発足させ、この間、様々な労働相談に対応してきています。昨年末から今年にかけては、景気の悪化にともなう雇用破壊が深刻化するなかで、労働相談件数の急増と相談内容の深刻さに驚かされています。昨年末、雇い止めにあった派遣労働者は、労働相談で当事務所に訪ねてくるなり倒れ込んでしまいました。その労働者は食事をとっておらず、体調が悪いにもかかわらず医療保険証が取り上げられてしまっていたために医者にもかかれず両足が壊疽化しているという生存の危機に脅かされる状況にありました。また、4500人もの社員を擁する大手不動産会社の部長も不動産販売の不振ということで、450人もの人員削減が会社から提案され自らもその対象となっているという相談も寄せられています。

区内には多くの派遣企業が存在し、そこには多くの派遣労働者が雇用されています。また大企業も立ち並び、そこには多くの労働者が働いています。しかし、今日の景気悪化にともなう雇用破壊によって、派遣労働者は派遣先での仕事が打ち切れ、派遣元企業から次々と雇い止め・解雇が言い渡されています。大企業の正社員労働者も雇用の調整弁として解雇され、社内に残った労働者も長時間過密労働を強いられ健康を害する事態となっています。雇い止めにあった派遣労働者は、区内のネットカフェで生活したり、公園や路上で生活せざるをえなくなってきました。

こうした中で、我々労働組合としても全力を尽くして困難を抱えた労働者の相談やその対応に応じていますが、その力にも限界があり、自治体の力がどうしても必要になってきています。そこで何卒労働者の窮状を察していただき、以下の事項について緊急にご検討をお願いしたく要請をさせていただきます。

記

1、解雇・雇い止めに遭って寮追い出しや住宅を失った労働者に対しての区内住宅への入居と住宅助成について

解雇や雇い止めに遭った労働者が再就職をしていく場合、基本的要件として現住所がどうしても必要となります。そこで住居を失った労働者に対し、区として期限を定めて区内にある公営住宅への緊急避難的入居や住居確保のための緊急資金援助をおこなっていただきたい。また、東京都に対して都営住宅への緊急避難的入居の要請もおこなっていただきたい。

2、体調を崩し医療保険証を持たない失業者に対しての医療保険証（期間限定）の発行について

日本の医療制度は、無償化が基本となっているヨーロッパの先進国の医療制度と比べるとたいへん遅れています。そのため失業したりして収入の道が閉ざされたとたんに医療を受けることができない労働者が多数生まれています。失業し体調を崩している労働者を救済するために、期間限定の医療保険証を急ぎ発行していただき、無償で医療が受けられるようにしていただきたい。

3、緊急雇用対策について

解雇や雇い止めにあって路頭に迷っている労働者を一人でも多く救済していくために、区民サービスにつながる部門での臨時職員の募集を今年度内におこなっていただきたい。また、あらたな区民サービスにつながる公共事業を積極的に展開し、今年度中に雇用の創出・確保に努めていただきたい。

4、相談窓口の設置と生活保護申請の迅速な対応について

雇用破壊が続くなかで雇用問題や生活問題、住宅問題など様々な悩みや不安を抱えた労働者が急増しています。そこで、自治体として是非とも様々な悩みや問題を抱えた労働者・区民の相談に対応する相談窓口を設置して対応にあたっていただきたい。労働相談については区内の労働団体にも協力を求めて窓口の開設をしていただきたい。

また、解雇や雇い止めにあった労働者のなかには、食事もとっておらず医療も受けられない労働者がいることから、そうした生存が危ぶまれる人を一人でも多く救済するために、年越し派遣村での特別措置にみられるような迅速な対応で生活保護の受給ができるようにしていただきたい。

新宿一般労働組合の進路

20 世紀の幕がまもなく閉じようとし、21 世紀の幕が開こうとしている 2000 年 11 月 24 日、私たちは 21 世紀に向けて新しい労働組合運動を地域からつくりあげようと、新宿一般労働組合を結成しました。

1) 日本の戦後の労働組合運動の歴史は、日本経済の動向が大きく影響しました。1960 年代から 80 年代前半までの高度経済成長時代は、労働運動が高揚し労働条件の改善がすすみ、労働者の権利の確立も大きく前進しました。しかし、1980 年代後半から今日に至るまで、土地を投機の対象としたバブル経済の崩壊、アメリカ経済への従属、さらには新自由主義路線による社会保障の全面的な切り崩しによって、日本経済が破綻し、労働条件の切下げと権利の低下が起きました。

2) 90 年代の世界経済は、情報化が急速に進む中でグローバル化（地球規模）し、資本主義各国の企業が、国境を股にかけた多国籍的企業活動を展開してきました。こうしたなかで、国内だけでなく国際的な企業間の生き残りをかけた大競争時代へと、突入していきました。

日本の財界は、1995 年「新時代の日本的経営」という 21 世紀戦略を発表し、これまでの日本の労使関係を支えてきた終身雇用制度や年功序列賃金制度を破壊し、労働力の流動化をはかり高コスト体質の是正をめざしました。

この結果、戦後最悪の未曾有の失業者を生み出し、職場では正規雇用労働者にかわってパート、臨時、派遣といった不安定雇用労働者が増大してきました。財界の狙いは、不安定雇用労働者をはじめとした未組織労働者を増大させることによって、正規雇用労働者の労働条件を切下げることになりました。不安定雇用労働者・未組織労働者と正規雇用の組織労働者とは、賃金をはじめとした労働条件や権利においても格段の違いがあり、特に不安定雇用労働者は雇用の調整弁として扱われています。したがって、このまま不安定雇用労働者が増大していくならば、その多くが未組織労働者であることから労働者の組織率はますます低下し、正規雇用労働者の労働条件の切下げはもちろん、日本の労使間の力関係にも否定的な影響を与えることになります。

同時に、日本の労働組合は正規雇用中心の企業内労働組合であり、その正規雇用労働者が減り続けることは、労働組合運動そのものの弱体化につながっていくことになります。

3) 新宿一般労組の結成は、第 1 に労働者の組織率の低下にハドメをかけ、財界の 21 世紀戦略や企業の「リストラ合理化」によって生み出される不安定雇用労働者・未組織労働者や失業者を組織していくことによって、労使の力関係を有利に変えていく目的をもっています。第 2 に、これまでの企業内での正規雇用中心の労働組合運動からの脱皮をはかることをめざしていきます。

第3に、すべての労働者が生きるよろこびと働くよろこびが得られる職場と社会をつくることをめざしていきます。

4) 新宿一般は、この目的に向かって、次のことを基本に活動していきます。

はじめに、新宿一般は、未組織労働者の賃金をはじめとした労働条件等を正規雇用の組織労働者の水準にまで引き上げていく運動を基本に据えています。そのために、未組織労働者の組織化をすすめ

第1に、働く者の権利をしっかりと学習します。

第2に、不安定雇用労働者をはじめ未組織労働者の要求を政策化し、労働行政機関や自治体に対して運動をすすめていきます。

第3に、企業内において、不安定雇用労働者・未組織労働者の発言力が弱いことから、法律改正など、社会的規制をつよめていく運動をすすめていきます。そのために、国内法だけでなくILO（国際労働機関）など国際的な労働機関が示している国際労働基準を学び運動に役立てていきます。

第4に、社会や政治と労働者の置かれている立場や関係を、しっかりと捉えられる学習と運動をすすめていきます。今日の自民党政治は、労働者の基本的な要求を阻み、さらに労働法制の改悪やリストラ促進法にみられるように労働者に犠牲を強いる政治を行なっています。

2000年11月24日

新宿一般労働組合・規約

前 文

新宿一般労働組合は、新宿区労働組合総連合の構成組織であり、だれでも入れる個人加盟の労働組合です。

新宿一般労働組合は、組合民主主義を何よりも大切にし、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求に基づく行動の統一」の三つの原則にもとづいて運営されます。

新宿一般労働組合は、組合員の政党支持の自由、政治活動の自由を守り活動します。

第1章 総則

第1条（名称） この組合は、全労連新宿一般労働組合（以下「組合」という）、略称「新宿一般」といいます。

第2条（事務所） 組合事務所を東京都新宿区におきます。

現住所：〒152-0052 東京都新宿区戸山 3-15-1 日駐ビル6F 新宿区労連内

第2章 目的と活動

第3条（目的） 組合は、組合員の団結により、組合員の生活と権利を守ることを目的とします。とりわけ、失業者や派遣やパート、臨時といった不安定雇用労働者をはじめとした未組織労働者を組織し、その労働条件の改善に努め、働く者の、経済的、社会的地位向上をはかります。

第4条（活動） 組合は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- 1、組合員の労働条件の維持改善に努めます。
- 2、労働基準法をはじめとした労働者保護を目的とした法律の改善や立法活動を行います。
- 3、非正規雇用や未組織労働者であっても正規雇用労働者との均等待遇が受けられるように、労働者の権利についての学習につとめます。
- 4、要求実現をめざしていく上で、労働組合運動の基礎的な教育を行い、組織の強化をはかります。
- 5、宣伝活動をつよめ、組織の拡大をはかります。
- 6、不当な解雇や差別、さらには権利侵害については、その都度、是正に努めていきます。
- 7、一致する要求の実現をめざすうえで政党、諸団体との協力、共同につとめます。
- 8、その他組合の目的を達成するに必要なことを行います。

第3章 組合員の権利と義務

第5条（資格） 組合員の資格は、次のとおりです。

- 1、新宿区内で働く者、区内に居住する者を原則とします。

但し、役員、雇入、解雇、昇進または異動に関して直接の権限をもつ監督的地位にある労働者、その他使用者の利益を代表する者は除きます。

2、新宿区内の組織労働者の中で、未組織労働者の組織化を自らの課題とする者、あるいは援助する者については、オルグ加入者として組合加入を認めています。

第6条（加入） 第5条に定める資格を有するに至ったものは、所定の申込書に必要事項を記入し執行委員長に提出します。

組合員としての資格は、加入申込書が執行委員長に受理された時から始まります。

第7条（失格） 組合員は、次の場合にその資格を失います。

1、組合を脱退しようとするときは、脱退届を組合に提出し、執行委員会の承認を経なければなりません。脱退しようとする者で本組合に債務を有する場合は、その返済後でなければなりません。

第8条（権利） 組合員は、組合のすべての問題に参与し、均等の取り扱いを受ける権利を有し、またいかなる場合においても人種・宗教・性別・門地または身分によって組合員たる資格を奪われません。

第9条（義務） 組合員は、規約及び組合機関の決定に服し、これを実行する義務および組合費を納入する義務を負います。

第10条（罰則） 組合員が規約及び決議機関の決定に違反したとき、さらに組合の名誉を汚したときは処罰されます。

1、罰則は、警告、解任、権利停止、除名とします。

2、罰則の決定は、執行委員会が当該組合員の該当する行為があったことを調査・判断し、罰則の適用について大会に提案していきます。

第4章 機関

第11条（機関） 組合は、次の機関をおきます。

- 1、大会
- 2、臨時大会
- 3、執行委員会

第12条（大会）

1、大会は組合の最高決議機関で、執行部と組合員で構成し、毎年1回11月に執行委員長が招集して開催します。

第13条（臨時大会）

1、大会に次ぐ決議機関で、大会と同じ構成とし、執行委員長が招集します。ただし、組合員の3分の1以上の要求があったとき、執行委員長は臨時大会を招集しなければなりません。

第14条（大会の成立要件）

1、大会は組合員の過半数以上の出席（委任状を含む）により、成立します。

第15条（大会付議事項）

次の事項は、大会において付議されなければなりません。

- 1、運動方針と活動報告
- 2、進路（綱領）・規約・規則の改正
- 3、予算および決算の承認
- 4、会費の改定
- 5、役員の選出
- 6、ストライキ権の確立
- 7、その他必要な事項

第16条（ストライキ権の行使）

- 1、ストライキ権の行使は、組合員の直接無記名投票による決定でおこないます。

第17条（執行委員会）

- 1、執行委員会は、役員で構成し、大会・臨時大会の決議事項および組合の日常業務を執行する機関であり、大会・臨時大会にその責を負います。
- 2、執行委員会は、必要に応じて執行委員長が、役員を招集し、開催します。
- 3、執行委員会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席構成員の2分の1以上の賛成で決めます。可否同数のときは議長がきめます。

第5章 役員

第18条（役員）

- 1、組合に次の役員をおきます。

(1) 執行委員長	1名
(2) 副執行委員長	若干名
(3) 書記長	1名
(4) 書記次長	若干名
(5) 執行委員	若干名
(6) 会計	1名
(7) 会計監査	2名

第19条（役員の任務）

- 1、執行委員長は、組合を代表し、組合業務を総括します。
- 2、副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときは、これを代行します。
- 3、書記長は、執行委員長を補佐して組合業務を行うとともに、書記局を統括運営します。
- 4、書記次長は、書記長を補佐して、組合業務を行うとともに、書記長に事故あるときは、これを代行します。
- 5、執行委員は、組合業務を分担します。
- 6、会計は会計業務を行い、組合財政を統括します。

第20条（役員の選出）

- 1、役員選挙規則は別に定めます。

- 2、役員は、大会において選出される。ただし、欠員の生じた場合は、直近の執行委員会で補充し、次期大会で承認を受けなければなりません。

第21条（役員の任期）

- 1、役員の任期は、定期大会より次期大会までとする。役員の再選は妨げません。欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残りの任期とします。

第22条（顧問）

- 1、長年にわたり労働組合運動の発展のために奮闘されてきた方々に顧問に就任していただき、組合への意見・助言をもとめていきます。

第6章 会計

第23条（組合の経費）

- 1、組合の経費は組合費、臨時組合費、寄附金、その他でまかないます。

第24条（組合費）

- 1、組合費は、一人月額 1000 円とし、加入の際は組合費の 3 カ月分を先払いとし、年間会費は 12 カ月とします。
- 2、月額の組合費の納入が著しく生計に圧迫を加える者については、組合費の減免措置を講じます。減免の内容については、その都度、執行委員会が決定します。
- 3、一旦納入した組合費は、いかなる理由があってもこれを返還しません。

第25条（会計年度）

- 1、組合会計の年度は毎年 11 月 1 日より翌年 10 月末日までとします。

第26条（補正予算および臨時組合費）

- 1、補正予算に関する事項および臨時組合費の徴収については、大会の議決を経なければなりません。ただし、執行委員長が、緊急を要すると判断した臨時組合費の徴収については、直近の大会で事後承認を受けなければなりません。

第27条（会計報告）

- 1、会計報告は、すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示し大会に報告します。

第7章 附則

第28条（規約の変更）

- 1、この規約は、大会において、出席組合員および役員の総数の 3 分の 2 以上の無記名投票による同意を得なければなりません。

第29条（施行日）

- 1、この規約は、2000 年 11 月 24 日から効力を発生します。

新宿一般NEWS

.....
 [発行日] 2009年4月7日 VOL.28 www.shinjuku-union.org

[発行者] 全労連・新宿一般労働組合

〒162-0052 東京都新宿区戸山 3-15-1 日駐ビル 6F

●TEL・FAX: 03 (5272) 8460

●E-mail: union_sinjuku@yahoo.co.jp

夜9時からの「お帰りなさい宣伝」大久保駅と落合長崎駅で 早朝宣伝とは異なる手応えを感じる

新宿区労連と新宿一般は雇用情勢が悪化する年度末、年度初めの2月から4月にかけて、緊急の労働相談体制を確立し、目に見える宣伝を強化しています。その一環として、「お帰りなさい宣伝」が取り組まれ、その第1回目が2月18日に大久保駅と落合駅で、第2回目が3月5日に落合長崎駅と中井駅で行われました。時間帯は21時から1時間、配布した宣伝用ティッシュは各500部、参加者数はそれぞれ18名と14名。今回の宣伝は、遅い時間帯まで仕事をされている方や、駅周辺に居住する帰宅途中の方を対象としたことに特徴があります。私が参加した大久保駅前宣伝では酔酩した小父さんに絡まれるなどハプニングもありましたが、一方、落合長崎駅では、改札口から出てくる一人ひとりに、確実にティッシュを配布することができました。配布する側も、早朝宣伝とは異なる手応えを感じることができたと思います。(文責: 安藤)



「みんなの新宿を作る会」が「世直し！練り歩き！総行動&労働・生活相談行動」

みんなの新宿を作る会(土建、民商、区労連、新婦人、生活と健康を守る会、共産党で構成)は2月21日、世直し！練り歩き！総行動&労働・生活相談行動を戸山生協前に集合し、要求プラカード・ノボリを持って新宿駅東口まで2コースに分かれて76名で行進しました。一列縦隊で商店街や歩道を通りながら政治を変えようとアピールをしまわり、新宿駅東口に着くと労働・生活相談の訴えを行いました。

商店街や歩道の練り歩きは周りからも大変注目され、みんなの会の訴えを地域に響かせることができました。新宿駅東口での労働・生活相談は、相談者はわずか2名でしたが、その場でチラシを受け取った人が後日、みんなの会の連絡先となっている土建新宿支部に相談に見えました。



パート・アルバイト 派遣社員など

だれでも一人でも入れる
新しい形の労働組合
新宿一般労働組合に
あなたもぜひ加入を

新宿一般労働組合 検索

URL: <http://www.shinjuku-union.org>



解雇・雇止めされた。給料・残業代をもらえない。
賃金・労働条件が突然下げられた。
パワハラ・セクハラを受けている。
長時間労働で身体を壊しそう。
もしかしたらあなたのその職場は、
法律に違反した働き方を
あなたにさせているかもしれません。
ひとりで悩まず、ご相談ください。
一緒に問題の解決をはかっていきましょう。
相談は無料です。



私 たちには豊かに
生きる権利があります。

そのために私たちひとり一人には、
守られるべき働く権利があります。

連絡先（資料請求）

全労連・新宿一般労働組合

〒162-0052 東京都新宿区戸山3-15-1 日駐ビル6F
新宿区労連内

TEL・FAX 03 (5272) 8460

E-mail: union_sinjuku@yahoo.co.jp

私たち新宿一般労組は、はたらく仲間をサポートします。

新 宿一般労組は、これまでの日本にある労働組合とは違い、正社員に限らず、パート・アルバイト・派遣など、どんな雇用形態の人であっても、入ることのできる**新しい形の労働組合**です。新宿区内に住んでいる人、区内で働いている人であれば、誰でも加入することのできる労働組合です。

新 宿一般労組は、ワーキングプアと称される生活の苦しい労働者の処遇を改善させていくために、**最低賃金の引き上げ**（法律によって定められている賃金の最低基準）や正社員との処遇の格差を圧縮していく均等待遇制度の実現などに取り組んでいます。また、正社員についても、成果主義賃金が導入され、長時間労働によってメンタルヘルスや過労死・過労自殺の問題が起きており、残業を規制し、人間らしく働ける職場と社会の実現をめざす運動にも取り組んでいます。

労 働組合は日本国憲法28条に保障された特別な権利（団結権・団体交渉権・団体行動権）が与えられています。**団体交渉権**は、会社（経営者）と労働組合が**対等な形で交渉**することができる権利です。この団体交渉権は、職場で起きた様々な労働問題の解決や労働条件を改善させていくために、大変有効です。

組合への加入申し込み

名前： _____

生年月日： _____ 年 月 日

住所： _____

TEL・FAX： _____

携帯： _____

さし支えなければ
ご記入ください。

e-mail： _____

申込日： _____ 年 月 日

組合費は、一人月1,000円です。その内200円が共済掛金です。
なお、組合費納入が困難な組合員は、減額制度を設けています。
ご記入の個人情報は、組合活動以外には使用されません。

新 宿一般労組は、**正規雇用**の人、**非正規雇用**の人、いま**職場で困っている**人も、今後のことを考えている人など、あなたのために全力を尽くす組合です。**たった一人**でも、労働組合に加入することによって、会社（経営者）と対等の団体交渉を持つことができ、あなたの職場での**労働問題を解決**させていくことが可能です。ぜひ新宿一般労組にご加入ください。

い ま経済がグローバル化している中で、企業は激しい企業間競争に打ち勝つために、労働者の賃金を低く抑えようと、労働者を自由に使い捨てにできる多様な雇用形態をつくりだしました。派遣やパート・アルバイトと称される非正規労働者は、**日本の労働者全体の40%**にまで達しています。一方正社員は、職場では人数が少なくなり、過酷なまでの長時間労働を強いられメンタルヘルスになる労働者が増えてきています。

こ のように職場では、企業の儲けのために労働者が犠牲にされてきています。

新宿一般労組は、みんなで協力しあって**安心して働き続けられる職場と社会**の実現のために活動しています。一緒に、頑張りましょう。

新宿一般労組へのみなさんの参加をお待ちしています。



誰でも、
ひとりでも入
れる労働組
合があります

私たち東京の西部地域には誰でも、ひとりでも加入できる労働組合があります。この労働組合には企業・業種、正社員・パート・アルバイト・派遣の区別なく誰でも加入できます。



相談して良かった
おかげで退職金を受け取る
ことができました
賃金も退職金も未払いのまま
会社が倒産してしまいました。
労働組合に相談し、労働組合へ
加入することで、「賃金確保法」
に基づく国の立替払い制度を利
用して、未払いとなっていた賃
金と退職金を確保することがで
きました。労働組合に相談しな
ければ、あきらめていたところ
でした。(パート労働者)

ひとつでもチェックがある時はすぐ連絡を

- ☐ 残業代が全額もらえない。
- ☐ 有給休暇がとれない、また取らせてくれない。
- ☐ セクハラやパワハラが職場である。
- ☐ 派遣社員やパートだが、クビになりそうだ。
- ☐ 一方的に労働条件が下げられそうだ。



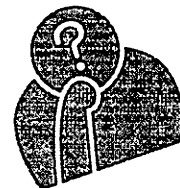
誰でもひとりでも入れる労働組合

- | | |
|---------------|---------------|
| ●新宿・新宿一般労働組合 | ☎03-5272-8460 |
| ●渋谷・渋谷地域労働組合 | ☎03-3497-0768 |
| ●中野・中野労連 | ☎03-3319-0342 |
| ●杉並・杉並一般労働組合 | ☎03-6904-2603 |
| ●世田谷・地域労組せたがや | ☎03-3418-3341 |

困った
ときは

ユニオンへ

労働組合

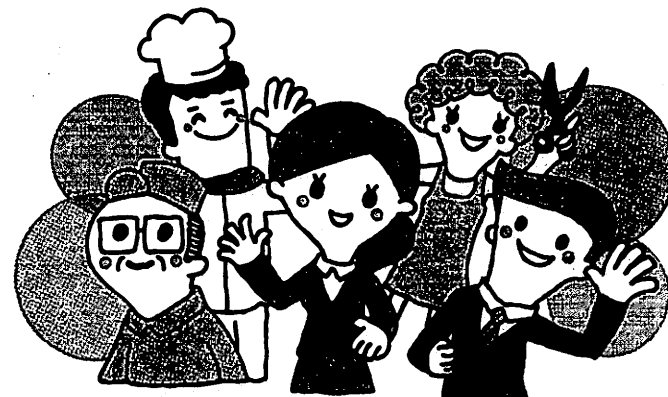


迷った
ときも

ユニオンへ

労働組合

頼りになるのは
労働組合です



さあ思いきって連絡してみよう!

私たちは職場のトラブルや

あなたの悩みを一緒に解決します



保存版 もしもの時に保存しておいてください



憲法28条

労働者の団結権、団体交渉権、
その他団体行動権

労働者の団結する権利および
団体交渉その他の団体行動を
する権利は、これを保障する。

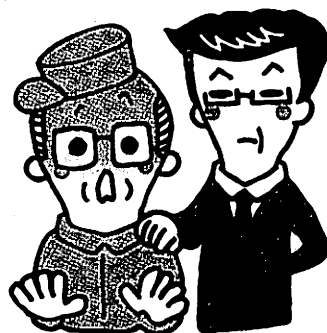
労働組合を作ったり、労働組合へ加入することは憲法で保障された私たちの国民の権利です。一人で会社と交渉するのはなかなか難しいですが、労働組合に加入すれば、経営者と対等に交渉し、解決することができます。



覚えておきたい働くルール その1

労働者をいきなりクビ(解雇)にはできません

社長や上司から突然クビといわれたら解雇は仕方ないと思いませんか。経営者が働いている人を簡単にクビ(解雇)にすることは法律で禁止されています。判例では解雇をするには4つの要件(①深刻な経営危機②解雇を回避するための努力③人選基準が合理的④解雇の必要性について説明する努力)が必要とされています。



覚えておきたい働くルール その2

残業代をきちんともらっていますか

労働時間は1日8時間、週40時間が原則です。いわゆる、サービス残業は労働基準法に違反します。自分の出勤や退勤時間を手帳などに記録しておくといいでしょう。労働時間には仕事の前の打ち合わせや掃除の時間も含まれます。また、時間外労働には25%以上、法定休日労働には35%以上、深夜労働(午後10時から午前5時まで)には25%以上などの割増賃金を支払わなくてはなりません。



覚えておきたい働くルール その3

パート・アルバイト・派遣の権利を知っていますか

パート・アルバイト・派遣で働いていても権利(有給休暇、社会保険、最低賃金など)があります。雇用契約の内容を一方的に変更したり、途中で解除することは違法です。また、ヨーロッパでは同一労働・同一賃金が基本です。



「労働相談」にあたる労働相談員の心得

その1：まずは相談者の立場にたって、親身に話を聞くことです。

相談を寄せてくる人は、自分自身で相当悩みぬいたあげく、自分では解決方法を見つけ出すことができないから、相談に来ます。解雇直後の場合は、怒り心頭のあまり冷静になることができないために、労働者の一方的な話しになる場合もあります。しかし、それは、相談者を冷静に立ち戻らすために必要なことです。相談員にとっては大変なことです。相談者本人が洗いざらい思っていることを話させることで、これまでの職場でのストレスを和らげることができます。相談者は、これまで他人に悩みや問題を打ち明けられずきました。それが、悩み・不安・怒りなど、思っていることを安心して打ち明けられる相手が見つかったということで、相談者は一気に積みもった話しをしてきます。相談員は、それを親身に聞いてあげることが必要です。労働相談の50～70%が、その話を聞いてあげるだけで、相談者の気持ちが癒されるのです。

その2：次に、何故に問題や事件が起きたのか、その背景などについて、客観的場にたって、話を聞くことです。

例えば、解雇や差別事件の場合、何故に解雇や差別が発生したのか、相談者自身で思いあたる節について語ってもらうことが重要です。すると、以前に会社の「合理化」提案がされた際に、相談者が異議を唱えたとかという内容の解雇や差別につながる手がかりをつかむことができるからです。相談者によっては、解雇や差別された時の話しかない場合があります。しかし、それは会社が取って付けた解雇理由であったり差別理由であり、事件の本質ではない場合があります。ですから、何故に解雇や差別が発生したのか、その本当の理由をつかむことが必要です。

その3：事件の真相はわかったが、どうすれば対策を講ずることができるかということです。

単純な案件や正社員の場合については、相談員がこれまでの労働組合運動で経験してきた知識で、十分に答えを出すことができます。しかし、多様な雇用形態で働く相談者の労働相談については、従来の正社員だけを対象にした労働相談だけの知識や経験だけで対応することは困難です。そこで、労働基準法など労働者保護法に照らし合わせて見ることや『派遣社員の悩みQ&A』、『パートの権利Q&A』などの本の内容と相談のケースをあてはめて見る必要があります。さらには、顧問法律事務所などからのアドバイスを受けて対策を講ずるようにしていきます。また、相談はできるだけ複数で対応し、メモをしっかりとるようにした方がよいと思います。

その4：最後に本人の望む解決方法や要求をしっかりと聞くことです。

この間の相談事例で実際あったことですが、解雇は許せないと救済の相談を求めてきたにも関わらず、会社が組合の要求に応じて、職場復帰をさせるとの回答をよこしてきたのに、本人がもう職場に戻る気はなくなってしまったということです。これは、相談の当初と最終段階で、本人の気持ちが変ってしまったという例で、相談を受けた労働組合も会社もたいへんな迷惑をこうむってしまいます。こうしたことは何度も相談にのっていくなかで必ず起きます。

ですから、相談者には最初から労働組合は大義を持って会社と交渉していくことをしっかりと知らせていく必要があります。最初からお金が目当てで職場復帰を目的としていないのであれば、労働組合としての大義を立てた交渉をすることはできません。職場復帰という大義を立てた交渉し、結果的にそれがかなわなかった場合において、その代償の措置として金銭による解決がはかれる場合がありますが、最初から金銭だけの要求を前面に立てたら、それは「物取り集団」となってしまいます。

したがって、本人の本音の要求をしっかりと聞くことです。もし、不当解雇でありながら最初から職場復帰はしたくないという相談者の場合については、原則は職場復帰であり、その大義に基づいて交渉をしていかない限り、相談者の本音の要求すら実現できないことを、しっかりと理解させることが必要です。原則に基づいて交渉し、柔軟に対応するようにしていくことが必要です。

「労働相談」を受けてからの具体的な問題解決までの手順

- ① 相談員と相談者の都合を合わせて、話し合いの場を設定する。そして、相談者の要求を会社につきつけるにあたっては団体交渉をしていく必要があるので、「労働組合」への加入をすすめていきます。

※ この話し合いの場では、「心得」にある1～4について、しっかりと聞くこと。

- ② 労働相談員同士で協議して対策を練る。不明な点については、法律事務所などに問い合わせを行い、参考意見として取り入れていく。
- ③ 解雇の場合については、組合員は公然化しているのと同じなので、簡単な団体交渉申入れ書を作成し、相手先に送付するようにします。その際、事前に相手先に電話を入れておくとうまいと思います。

- ④ 団体交渉では、本人・組合とで労働者側の要求を説明します。

※ この時、会社側はこれまで社内に組合が存在したことがなかったことから、ものすごいプレッシャー・緊張状態で、団体交渉に臨んできます。これに対して、組合側は、本人と組織労働者の協力組合員ですから、団体交渉の経験は自身の職場で何度も経験しています。ですから、気持ちの面では、組合側の方が断然有利です。

ですから、緊張でガチガチになっている会社に対して、最初から喧嘩腰に組合側がなると交渉は決裂となり、まとまる話しもまとまらなくなりますので、組合側は多少余裕を持った姿勢で交渉に臨むようにした方がよいと思います。丁々発止型の交渉は、相手の出方を見てからでも遅くはありません。

会社が組合の申入れに基づいて、団体交渉に応じたことは、一応は話し合う姿勢に会社が立ったことですから、一定の評価をして交渉に臨む必要があります。団体交渉に応じない会社もありますので、その点を評価する必要があります。

「労働相談」の問題での団体交渉の留意点について

- ① 会社が労働組合に対してどのようなイメージを持っているかと言えば、何か因縁をかけられて、社前での抗議行動や宣伝行動をやられはしないかという、恐怖心に近い不安感を持っています。そうした会社の心境を有利に察知しながら、法律に基づいての解決、あるいはそれ以上の解決がはかれるようにしていきます。交渉は、一つの駆け引きであり、相手とこちらの心理を互いに読みあう場でもあります。ですから、真剣合い間見える勝負の世界ですから、揚げ足をとられないなど、判断を下す場合は相当な注意が必要です。
- ② 事件の事案を、本人だけの問題とはせず、職場全体にかかわる問題として受けとめられるように交渉をすすめていけるようにしていきます。そうすることによって、会社は、突きつけられた要求や交渉内容が、会社自身にとっても重要なこととして取り扱うようになります。
- ③ 交渉は、原則的な要求を掲げて臨むことはもちろんのことですが、何処でこの案件を解決させていくかについて考えて臨んでいく必要があります。

単産・地方組織のあらゆる工夫と知恵で

非正規労働者を含むすべての未組織労働者の総結集を

「ローカルユニオン」全国交流集会問題提起（案）

2002年11月

全労連総合組織局

はじめに

全労連は第20回定期大会で、3つの組織戦略目標を決定しました。その一つは、単産組織の拡大・強化。二つ目は、膨大な地域の未組織労働者の組織と地方・地域組織の体制強化。三つ目に、パート・臨時労働者の組織化です。二つ目の戦略目標に関わって、全労連第20回定期大会では『未組織労働者組織化の産業を超えた受け皿として、全都道府県で「ローカルユニオン」の結成を追求する。そのための交流、情報交換、経験や実践を学ぶ「ローカルユニオン交流会」を開催する。』ことを決定しました。この大会決定に基づいて、今回の交流集会では①「ローカルユニオン」をめぐる組織上の整理、②すでに取り組みされている「ローカルユニオン」活動の交流を行なうことを目的として開催します。なお、「ローカルユニオン」（地域労組は、結成の経過、運営内容、単産との関係などが多様で発展段階にあるため、「問題提起」案は基本的考え方を明確にして、夫々の組織の自主的な発展を促進するために交流集会後も引き続き（案）のままとし、実践を通して検証・補強するものとして扱います。

I 急務となっている膨大な未組織労働者の組織化

1、21世紀を迎え、労働者の雇用実態と労働組合の組織実態はどう変化しているか

（1）労働者の雇用実態は、今どうなっているか

政府・財界の「21世紀戦略」に基づいて労働分野版として作られた日経連（現日本経団連）の「新時代の『日本的経営』」（95年）は、政府の支援を得て労働法制の改悪をテコに21世紀に入って急速に進行しています。これまでの日本企業の雇用システム（正社員・長期継続雇用・年功賃金）は改変し、雇用は経営のコア部分を担う正規社員、専門職、非正規の派遣・パート労働の三類型にするとの方針を打ち出し、これを機に大企業を中心に猛烈なリストラ・人減らし「合理化」が行われ非正規雇用労働者との置き換えが進められています。中高年労働者は真っ先に削減対象になり、解雇・失業者が続出し、さらに若年労働者にも広がっています。とくに新卒学生には深刻な就職難を引き起こしています。賃金制度も、職能資格制度は年功的運用となっているとの評価のもと、業績・成果にウエイトを置いたものに変えるとして成果主義賃金が推奨され、これまた大企業を中心にその導入が相次ぐことになっています。挙げ句に、賃上げストップ、賃下げなど人件費削減が経営の常道とされるようになっていきます。

その結果、雇用と賃金の大改変を背景にパートや臨時などの非正規雇用労働者は21世紀に入り急増しています。雇用労働者総数は、5、358万人と年々増加しています。しかし、正規雇用労働者は、3、597万人に減少し、非正規雇用労働者は1、377万人と増加しています。95年対比で、正規雇用労働者は182万人減。非正規雇用労働者は、378万人の増となっています。非正規雇用労働者では、パート・アルバイトが最も多く1、022万人、74.2%を占めています。派遣・契約・嘱託労働者も7年前に比べ倍加し355万人に達しています。とくに女性パート労働者は、年を追うごとに増え今や700万人を超え、その中心となっているのは主婦パートと言われる人たちです。大都市を中心に、契約社員、派遣、請負、パート、アルバイト、フリーターなどの雇用形態が、とりわけ若い世代で増加しています。フリーターの中には、企業の中には、必要な時に必要な労働力をと1日契約社員まで現れ究極の低賃金労働者を作っています。その特徴は、就業・雇用の不安定性、ダブルワークや親との同居でなければ生活できない低賃金、労働基準法、社会保険の未適用などです。

(2) 労働組合の組織状況は、今どうなっているか

現在、労働組合の組織されている労働者総数は、1、121万2千人であり、前年比32万6千人の減少となっています。組織率では、前年比0.8ポイント減の20.7%と7年連続の減少となっています。この結果、10人に1.7人しか労働組合に結集していないということであり、労働組合運動の影響力の低下を招いています。1,000人以上の企業規模では、53.5%の組織率になっていますが1,000人未満100人以上の企業規模では、17.7%しか組織されていません。中小企業分野に働く労働者は広大な空白状態にあります。また、パート労働者の組織率は年々上がっているものの2.7%とまだ初歩的な段階です。厚生労働省の調査では、連合711万人、全労連101万人（全労連調査139万人）と発表しており、双方のナショナルセンターの組織状況は減少しています。全労連加盟の単産の組織状況は、2単産を除き減少を余儀なくされています。

2、視野を広げ大胆に膨大な未組織労働者の組織化を

(1) 日本社会に影響力と波及力を発揮できる労働組合の構築を

今、日本の労働組合運動の活性化が強く求められています。賃金引上げを要求し統一闘争を展開する春闘は、残念ながら敗北の連続となっています。この背景には、日本の労働組合が持つ企業内主義の弱点と労働組合に未結集の広大な労働者を放置していることです。全労連に結集している単産でも、全国ネットと全国産別機能を十分確立している単産は、少数です。参加するすべての単産が、産業に影響力を発揮できる組織的・主体的力量を構築することなしに、労働組合運動の活性化は担保できません。また、ナショナルセンター・全労連としてすべての産業別組織を網羅している実態にはありません。全国の地方組織も行政地域における影響力の拡大に向け、組織的力量を大幅に引き上げなければなりません。私たちは、日本社会に影響力をもつナショナルセンターの確立にむけ、一刻も早く膨大な未組織労働者を組織することです。そこに向けて、2つの側面から接近をはかります。①単産は、企業の壁を乗り越えて、最も苦しんでいる非正規を含む未組織労働者を積極的に迎い入れる取り組み

みへの挑戦です。②地方組織や地域組織においても、地域横断的な労働組合（地域労組）を研究し、積極的に雇用形態に関わらず未組織労働者を組織することです。

（２）今までの組織論にこだわらず、未組織労働者結集に大胆な挑戦を

今、財界・大企業の賃金と雇用の大変革を背景に進められている労働力の流動化攻撃と真正面に対峙する組織戦略、今までの組織論の枠に止まらぬ大胆な発想と挑戦が求められています。国際的に進む産業再編や企業形態の変更、産業のボーダレス化が急速に進んでいます。全国産業別労働組合が、進む変化に対応する組織戦略を抜本的に取り組むことです。また、不安定な、パートや臨時、請負・派遣・嘱託などの労働者は、特定の職場に固定されていないという特徴もあります。職場での組織化とあわせて、地域での組織化も実態に即して取り組む事が求められています。

すでに、単産でも非正規雇用労働者が加入できる組合規定の見直しや、企業内組合から一般労組化の構想など、労働力流動化に対抗する組織改革が始まっています。膨大な非正規を含む未組織労働者を組織化することをめざして、地域や職場の様々な特殊性など客観的な条件と主体的な条件を考慮し、組織化に着手することが緊急の課題です。

（３）広大な空白分野、中小企業で働く仲間に焦点を

すでに明らかなように、労働組合の組織率は20%を割ろうとしています。とりわけ、中小企業における労働者は、労働組合の広大な空白部分です。1,000人以上の企業規模では、53%の組織率に対して、99人以下の企業規模の組織率は、何と1.3%です。その一方で、中小企業に働く労働者の賃金は、大企業労働者の約8割と最も苦しい実態にあります。従事する労働者の多くは、パート・臨時・アルバイトなど極めて不安定で無権利の雇用実態でもあります。パートや臨時で働く労働者の多くは、女性です。今、このような非正規雇用労働者は、職場での「均等待遇」など労働条件・権利の改善要求と地域での育児・介護や地域経済に関わる要求も併せ持っています。このような要求を実現しうる組織としての検討が求められています。

Ⅱ 壮大な組織化運動で、非正規を含む未組織労働者の結集を

1、新たな挑戦が始まっている単産・地方組織の組織拡大運動

（１）非正規を含む未組織労働者の結集めざし個人加盟組織の立ち上げ進む単産の動向

職場に増大する非正規雇用労働者が増大するもとの、単産では特徴的な挑戦が始められています。その一つは、未組織労働者が個人加盟できる受け皿として「産業別個人加盟労組」です。二つは、非正規雇用労働者の組織化を視野に入れ、規約の改正や受け皿作りです。産業別個人加盟労組の方針を掲げている単産は、建交労・自交総連・生協労連・全信労・全印総連・民放労連・映演総連・医労連・国公労連・自治労連・全教などとなっています。国公労連は、非現業国家公務員を対象とする職員団体＝「国公一般労組」、労働組合である「国公関連一般労組」の規約整備を進め、初年度1万人の組織化をめざしています。最近の特徴は、非正規雇用労働者に視点を当てた具体的対策を立てていることです。具体化しているのは、

建交労・自交総連・生協労連・全印総連・民放労連・医労連・国公労連・自治労連・全教などとなっています。

(2) 労働相談を通して地方に広がる「ローカルユニオン」(地域労組)

全労連の調査では、29都道府県の地方組織に66の「ローカルユニオン」(地域労組)があり、3,208人組織しています。このうち、この1年間で9県26組織が新たに結成されています。全労連結成前から活動している「ローカルユニオン」は、4府県19組織となっています。全労連結成後には、労働相談活動の「受け皿」として作られ発展した「ローカルユニオン」。さらに、多様化する非正規雇用労働者を地域から組織し要求の実現をめざす「ローカルユニオン」を検討するなど、個人加盟の「ローカルユニオン」の組織建設と新たな運動の模索が始まっています。

2、「ローカルユニオン」運動の特徴と到達点、膨大な未組織労働者の組織化にあたって

(1) 確立が進む「ローカルユニオン」運動の特徴と到達点

全労連が結成され、地方・地域組織の運動の発展を背景に「ローカルユニオン」運動も前進しています。その到達点では、①この間でも、労働相談の受け皿として作られた「ローカルユニオン」が、様々な事案での交渉力などの解決能力もちはじめています。②最近の「ローカルユニオン」は、地方・地域組織を上部団体とし、地方・地域組織の役員が兼務しています。③労組法の適格団体として大会は、過半数の「ローカルユニオン」で定期に開かれています。しかし、機関会議は不定期となっています。④ネットを作り運動に欠かせない機関紙・誌は、過半数の「ローカルユニオン」で発行され、圧倒的に多くの「ローカルユニオン」が労働共済など福祉での実利を保障しています。⑤組合費や財政運営はかなりの違いがあります。⑥専従者の配置についても差異が生じています。しかし、全ての「ローカルユニオン」の実態が正確に把握されていない状況もありますので、今回の交流集会を機に改めて実態調査をおこないます。

(2) 「ローカルセンター」の役割を発揮し、非正規を含む膨大な未組織労働者の組織化

広大な空白地帯となっている、中小企業に働く未組織労働者と非正規雇用労働者の組織化は緊急の課題です。単産は、非正規雇用労働者の組織化に向け規約の見直しや個人加盟組合の組織整備を進めています。また、「ローカルユニオン」は、労働相談を窓口にあらゆる雇用形態の未組織労働者の組織化に着手しています。大切なことは、非正規を含む膨大な未組織労働者の組織化を正面に据え、その目的に双方から迫る運動の強化です。そのために、「ローカルセンター」が積極的に調整機能を発揮し、大胆な組織戦略と計画を具体化することです。

3、非正規を含む未組織労働者に魅力のある「ローカルユニオン」の役割

(1) 「ローカルユニオン」(地域労組) とは

「ローカルユニオン」(地域労組)は、産業・業種やどのような雇用形態に関わらず個人加盟でき、地域横断的に労働者の切実な要求の実現のために作られる労働組合です。対経営者や諸団体、地方自治体と交渉能力など労働基本権を持つものとして作られ、地域を主戦場に

して日常的に共通する要求の実現に向け活動するものです。

(2) 労働相談の「受け皿」だけでよいか

全国の労働相談センターには、数多くの相談が寄せられその解決に向けて、相談員が日々活動しています。相談の解決にあたって最も有効な方法として労働組合に加入し交渉で解決することが増加しています。労働相談解決のための「受け皿」として有効な役割として「ローカルユニオン」の存在があります。同時に、結集するパートやアルバイト、臨時・派遣・嘱託など非正規雇用労働者の要求を実現するための効果的な組織形態を研究することです。受け身でなく、積極的な日常活動を通じ組織拡大に打って出ることが大切です。

(3) 全労連の組織特性を生かした「ローカルユニオン」を

全労連は、産別組織（タテ）と地方・地域組織（ヨコ）によって構成するナショナルセンターです。産別組織傘下の労組は、積極的に地方・地域組織に参加させること。地方・地域組織のみに加盟している労組は、産別組織に積極的に参加させることに全力をあげてきました。この組織特性の意義を「ローカルユニオン」結成にも生かすことです。「ローカルユニオン」に結集した未組織労働者は、各々の職場で一定の組織となったら産業別組織へ結集することを原則とします。従って「ローカルユニオン」は、特定の単産に所属しない地方・地域組織の直轄組織として建設することを基本とします。「ローカルユニオン」を結集して1つの単産をつくるという構想は持ちません。「ローカルユニオン」の発展に必要な全国的規模の学習会や交流集会については、全労連として開催します。同時に「ローカルユニオン」の運営には、その相乗効果を発揮させるためにも単産・地方役員が、組合運営や団体交渉などに積極的に関与します。また、組織が自立できるよう幹部の育成に力を入れます。

(4) 未組織労働者の実利・実益を保障して

組織労働者のみならず未組織労働者にとっても実利を保障するという立場から有効な福利厚生分野の充実をはかります。保険会社などと違い非営利団体である労働組合の自主的共済制度を活用し、すべての地方組織に確立します。すでに中央・地方で労働共済・労働共済連との協力し、22 県で「地方共済会」（他に、埼労連で全労済と共同し設立）が設立されています。05 年までに全国すべてに確立をめざします。すでに確立された県労連では、組合員を増やし共済担当者配置を展望して取り組みます。これらの運動と結合して、「ローカルユニオン」の組合費に労働共済の「組織加入」を最初から組み込むなどの措置を積極的に推進します。また、労働金庫などの活用も研究します。

4、「ローカルユニオン」運動の発展にあたって

(1) 労働相談にきた労働者を「客」にせず自主性を尊重し、実践的教育を

歴史的に様々な経緯で「ローカルユニオン」が作られてきています。最近では、労働相談の「受け皿」的要素の強い地域労組としても建設されています。その場合、「労働相談の解決のために加入し、解決すると未結集となる」と組織化に結びつかないことが報告されています。大切なことは、相談に来た未組織労働者自らが問題を解決させる立場に立たせることです。労働相談員は、請負主義を排し、相談に来た労働者とともに問題を解決する立場を貫くことが求められます。問題解決までの間、未組織労働者に対して労働組合としての基本的な

教育を継続的に実施する場を作りましょう。

(2) 自治体、経営者団体などへの運動強化を

「受け皿」として結成された「ローカルユニオン」も、結成されたならば社会的責任を伴います。地域労連と一体となって、居住区全体を視野に入れ労働組合としての役割を果たすことが求められます。要求で団結する労働組合であるからこそ、組織化の取り組みは、政策と運動なしには前進しません。地方・地域組織と連携し、必要な政策立案や自治体・経営者団体に対する運動などが求められます。これらの運動の前進によって、社会的な信頼の獲得と未組織労働者の大規模な結集の可能性が生まれます。労働相談を通じて結集した未組織労働者自らが個別企業での要求実現に全力を上げることとあわせて地域全体の要求闘争への参加を強化します。定期的な機関会議や学習会への結集、連帯を作り出すレクリエーション活動など、労働組合としての日常活動を定着させることにも努力することが求められます。全労連としても、「ローカルユニオン」運動の前進に向けて必要な援助や諸課題の検討も行ないます。

(3) 実践的教育と並行して組織拡大の追求を

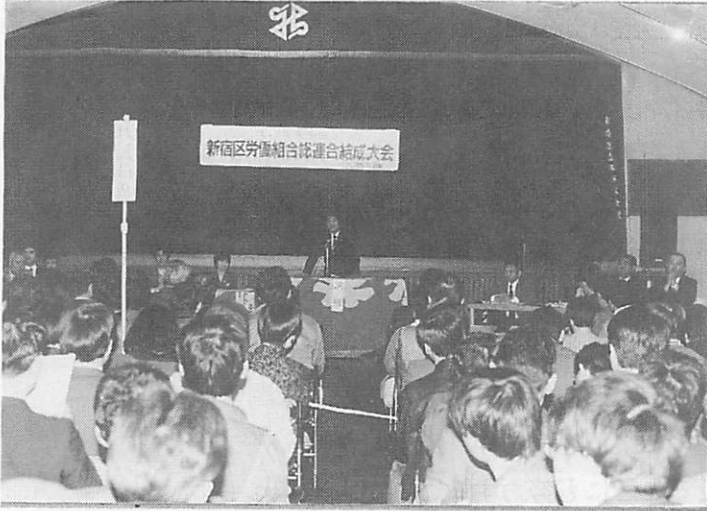
「ローカルユニオン」の役割のもう一つは、組織建設です。地域の誰でもが加入できる「ローカルユニオン」には、解雇や不当な権利侵害に悩む未組織労働者の要求を実現することが、最も重要な役割です。それらの要求を実現するためにも最大の保障が、職場や地域・業種での多数派形成であることを常に明らかにすることです。未組織労働者自身が「組織オルグ」であり、日常活動を強化し職場や地域・業種での多数派形成を常に追求します。そして、職場や業種での多数派を形成した場合、労働者の自主性を尊重し産別結集を積極的に促がすことが求められます。「ローカルユニオン」には、雇用形態を問わず結集しますから、必要によってパート部会、派遣部会など横断的な組織も重視します。今求められていることは、「受け皿」的要素が強かった「ローカルユニオン」は、待ちの姿勢から全労連の「組織拡大月間」と結合した「組織拡大月間」などを設定し全員参加の運動に打って出る「ローカルユニオン」運動にすることです。

おわりに

全労連は、財界・政府の攻撃からすべての国民・労働者の利益と権利を擁護するナショナルセンターです。本来、為さねばならない役割から見て、多くの課題を持っています。求められる課題を解決し実現させる運動がなかなか前進しない、その最大の要因は、組織力の低下ではないでしょうか。今、全労連は、組織戦略として3つの基本方向を明らかにしました。「ローカルユニオン」(地域労組)問題は、パート・臨時や派遣・請負・嘱託など非正規雇用労働者を含む膨大な未組織労働者の組織化にむけた、新たな挑戦です。全国で、現実に即しながら模索と試行を経て、新たな「ローカルユニオン」の立ち上げが取り組まれています。全労連は、これらの奮闘と教訓を全体のものとし、膨大な未組織労働者を一刻も早く組織する——ここに向けて、引き続き運動を強めます。

以上

新宿区労連・新宿一般の活動(写真)



新宿区労連結成大会、1989年11月24日、四谷公会堂
80 労組・団体、400 人が参加。全労連の地域組織として都内でいち早く結成。



新宿一般労組結成大会、2000年11月24日、日本育英会会議室(現日本学生支援機構)100人が参加。だれでも1人でも入れる地域の個人加盟組織として発足。



区労連結成10周年記念集会、1999年11月19日、憲法問題を取り上げ、改憲の狙い、今後の日本の進むべき道を討論。



区労連の前史の新宿労組連絡から通算で50回を超える泊り込み学習会を行い、毎回、労働組合運動の前進にむけての熱い討論を行っている。

(写)毎月定例の夕方のタ－ミナル宣伝と夜9時からの「お帰りのなさい宣伝」。(写右)土・日を使った「地域宣伝」

